

離島体験宿泊交流施設改修工事

令和7・8年度

図面番号	図面名	図面番号	図面名	図面番号	図面名	図面番号	図面名
建築工事（内部改修工事）		建築工事（外部改修工事）		電気設備		機械設備	
A-00	図面目録	A外-01	外部改修図／仕上表	E-01	建築工事特記仕様書〔電気設備工事編〕－1	M-01	建築工事特記仕様書〔機械設備工事編〕－1
A-01	建築改修工事特記仕様書〔建築工事編〕－1	A外-02	外部改修図／1階平面図	E-02	建築工事特記仕様書〔電気設備工事編〕－2	M-02	建築工事特記仕様書〔機械設備工事編〕－2
A-02	建築改修工事特記仕様書〔建築工事編〕－2	A外-03	外部改修図／2階平面図	E-03	建築工事特記仕様書〔電気設備工事編〕－3	M-03	建築工事特記仕様書〔機械設備工事編〕－3
A-03	建築改修工事特記仕様書〔建築工事編〕－3	A外-04	外部改修図／屋根伏図	E-04	案内図	M-04	建築工事特記仕様書〔機械設備工事編〕－4
A-04	建築改修工事特記仕様書〔建築工事編〕－4	A外-05	外部改修図／立面図1	E-05	改修 配置図及び構内電灯設備平面図	M-05	案内図
A-05	改修工事区分表	A外-06	外部改修図／立面図2	E-06	改修 照明器具表	M-06	改修 配置図
A-06	案内図・求積図	A外-07	外部改修図／断面図1	E-07	改修 1階電灯設備平面図	M-07	改修 衛生器具表・機器表
A-07	配置図	A外-08	外部改修図／断面図2	E-08	改修 2階電灯設備平面図	M-08	改修 1階給水・給湯・ガス設備平面詳細図(1)
A-08	内部改修図／内部仕上表1	A外-09	外部改修図／1階天井伏図	E-09	改修 1階コンセント設備平面図	M-09	改修 1階給水・給湯設備平面詳細図(2)
A-09	内部改修図／内部仕上表2	A外-10	外部改修図／2階天井伏図	E-10	改修 2階コンセント設備平面図	M-10	改修 2給水・給湯設備平面詳細図
A-10	内部改修図／1階平面図 A-10-2（範囲参考図）	A外-11	外部改修図／調査集計表	E-11	改修 1階弱电設備平面図	M-11	改修 1階排水設備平面詳細図(1)
A-11	内部改修図／2階平面図 A-11-2（範囲参考図）	A外-12	外部改修図／1階建具キープラン	E-12	改修 2階弱电設備平面図	M-12	改修 1階排水設備平面詳細図(2)
A-12	内部改修図／立面図1	A外-13	外部改修図／2階建具キープラン	E-13	解体工事特記仕様書（電気設備）	M-13	改修 2階排水設備平面詳細図
A-13	内部改修図／立面図2	A外-14	外部改修図／鋼製建具表1	E-14	既設 配置図及び構内電灯設備平面図	M-14	改修 1階空調・換気設備平面図
A-14	内部改修図／断面図1	A外-15	外部改修図／鋼製建具表2	E-15	既設 1階電灯設備平面図	M-15	改修 2階空調・換気設備平面図
A-15	内部改修図／断面図2	A外-16	外部改修図／部位工法図	E-16	既設 2階電灯設備平面図	M-16	解体工事特記仕様書（機械設備）
A-16	内部改修図／断面詳細図1	A外-17	外部改修図／雑詳細図	E-17	既設 1階弱电設備平面図	M-17	既設 1階給水・給湯・ガス設備平面詳細図
A-17	内部改修図／断面詳細図2			E-18	既設 2階弱电設備平面図	M-18	既設 2階給水・給湯設備平面詳細図
A-18	内部改修図／断面詳細図3	解体工事				M-19	既設 1階排水設備平面詳細図
A-19	内部改修図／1階平面詳細図1	K-01	解体工事特記仕様書－1			M-20	既設 2階排水設備平面詳細図
A-20	内部改修図／1階平面詳細図2	K-02	解体工事特記仕様書－2			M-21	既設 1階空調・換気設備平面図
A-21	内部改修図／1階平面詳細図3	K-03	解体撤去図／1階平面図			M-22	既設 2階空調・換気設備平面図
A-22	内部改修図／2階平面詳細図	K-04	解体撤去図／2階平面図				
A-23	内部改修図／展開図1	K-05	解体撤去図／1階アスベスト除去範囲図				
A-24	内部改修図／展開図2	K-06	解体撤去図／2階アスベスト除去範囲図				
A-25	内部改修図／展開図3	K-07	解体撤去図／立面図1				
A-26	内部改修図／展開図4	K-08	解体撤去図／立面図2				
A-27	内部改修図／展開図5	K-09	解体撤去図／断面図1				
A-28	内部改修図／展開図6	K-10	解体撤去図／断面図2				
A-29	内部改修図／展開図7	K-11	解体撤去図／展開図1				
A-30	内部改修図／展開図8	K-12	解体撤去図／展開図2				
A-31	内部改修図／展開図9	K-13	解体撤去図／展開図3				
A-32	内部改修図／1階天井伏図	K-14	解体撤去図／展開図4				
A-33	内部改修図／2階天井伏図	K-15	解体撤去図／展開図5				
A-34	内部改修図／建具キープラン	K-16	解体撤去図／展開図6				
A-35	内部改修図／鋼製・木製建具表	K-17	解体撤去図／1階天井伏図				
A-36	内部改修図／既存1階建具キープラン	K-18	解体撤去図／2階天井伏図				
A-37	内部改修図／既存2階建具キープラン	K-19	解体撤去図／1階建具キープラン				
A-38	内部改修図／既存鋼製建具表1	K-20	解体撤去図／2階建具キープラン				
A-39	内部改修図／既存鋼製建具表2	K-21	解体撤去図／鋼製建具表1				
A-40	内部改修図／雑詳細図	K-22	解体撤去図／鋼製建具表2				
A-41	内部改修図／棚詳細図1	K-23	解体撤去図／木製建具表1				
A-42	内部改修図／棚詳細図2						
A-43	法規チェックリスト1						
A-44	法規チェックリスト2						

工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和7・8年度
工事場所	南城市知念字久高地内	図面名称	表紙・図面目録
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課	縮 尺	NO SCALE
摘 要		図面番号	A-00
検 印	管理建築士 設 計 製 図	設 名 称	上城技術情報株式会社
		計 資格者氏名	1級建築士 録第212229号 宮城 富夫
		者 登 録 番 号	(知事)登録第 155-983 号
		所 在 地	宜野湾市嘉数二丁目18番20号

建築工事特記仕様書【機械設備工事編】

1. 工事概要

令和 5 年 7 月 改訂版

(1) 工 事 名 離島体験宿泊交流施設改修実施設計業務委託

(2) 工 事 場 所 南城知念字久高地内

(3) 建 物 概 要

建 築 物 の 名 称	構 造 及 び 階 数	延べ面積 (m2)	用 途 区 分
特売品展示即売施設			
計			

(注：延べ面積は建築基準法による表記)

(4) 工事種目 (○印を付けたものを適用する)

工事科目	建 物 別 及 び 屋 外				
	宿泊交流施設				屋 外
空気調和設備	○ 一式				
換気設備	○ 一式				
排煙設備	・ 一式				
自動制御設備	・ 一式				
衛生器具設備	○ 一式				
給水設備	○ 一式				○ 一式
排水設備	○ 一式				○ 一式
給湯設備	○ 一式				
消火設備	・ 一式				
ガス設備	○ 一式				
厨房機器設備	・ 一式				
浄化槽設備	・ 一式				
エレベーター設備	・ 一式				
小荷物専用昇降機設備	・ 一式				
エスカレーター設備	・ 一式				
撤去工事	・ 一式				
発生材処理	・ 一式				
軽微な電気設備工事	・ 一式				
軽微な建築工事	・ 一式				

2. 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和 7 年 4 月時点での公共建築工事積算基準及び令和 7 年 4 月の公事設計労務単価等に基づいて作成している。

3. 機械設備工事仕様

(1) 標準仕様書等

ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」令和 4 年盤（以下「標準仕様書という。」）、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」（令和 4 年版）（以下「回収標準仕様書」と言う。）及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」（令和 4 年版）（以下「標準図」という）による。

イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（令和 4 年版）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（令和 4 年版）による。

(2) 特記仕様

ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。

イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、適用する。

ウ 項目に記載の（. .）内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4. その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後も同様とする。

ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」（平成 1 9 年 7 月 2 4 日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報ずるとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 暴力団員等から不当要求被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。

ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と公邸に関する協議を行うこと。

(3) ワンデーレスボンスの実施

ア この工事はワンデーレスボンス実施対象工事である。

ワンデーレスボンスとは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまで回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

イ 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。

エ 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

(4) 工事監理業務への協力等

ア 本工事の工事監理業務（建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第 2 条第 8 項並びに同法第 1 8 条第 3 項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ）は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。

イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者（以下「管理技術者等」という。）の氏名等は発注者から通知する。なお、管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。

ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。

エ 建設業法第 2 3 条の 2 の規定に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。

(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主なる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、督員を通して関連市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等による過積載等の防止について

ア 工事用資機材等の積載超過がないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。

イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材購入をしないこと。

ウ 資材等の過積載を防止するため。資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ さし柵の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。

オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）法第 1 2 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(1 0) 不正軽油の使用の禁止について

ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第 1 4 4 条の 3 2 の規定に違反する燃料をいう。）を使用し、又は使用させてはならない。

イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜き調査に協力しなければならない。

(1 1) 設計図書における資材等の取扱いについて

ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。

イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおり品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。

ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第 1 条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参加資料」として提示するものである。

(1 2) ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書 1 8 条から 2 4 条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（営繕工事編）」（沖縄県土木建築部）によるものとする。

(1 3) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

ア 受注者は、契約締結後 15 日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう）の内の事業主が納付義務を負う保険料（以降「法定福利費」という。）を明示すること。

また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適切に算出すること。

イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法 19 条の 3 に違反するおそれがないか確認します。

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（国土交通省 H P）】
https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）（国土交通省 H P）】
https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf

【各団体が作成した標準見積書（国土交通省 H P）】
ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensetusangyou_const_tk2_000082.html

項 目	特 記 事 項
一 般 共 通 事 項	
○ 1 工事実績情報の登録 (1.1.4)	工事実績情報の登録を行う。 ただし、請負代金額が 5 0 0 万円未満の工事については、登録を要しない。
○ 2 適用図書等 (1.1.6)	※公共建築工事標準仕様書（令和 4 年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築改修工事標準仕様書（令和 4 年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築設備工事標準図（令和 4 年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境監修） ※営繕工事写真撮影要領（令和 5 年版） ※（建築・電気設備・機械設備）工事監理指針（令和 4 年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業（建築材料等・設備機材等）評価名簿（令和 4 年版）（一般社団法人 公共建築協会）
○ 3 別契約の関連工事 (1.1.7)	(1) 関連工事との取り合いは、別表-1 による、ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。
○ 4 工事の一時中止に係る事項 (1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書という。」）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事う現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
5 工事の余裕期間	・ 余裕期間を設定する工事 【 方式】 【以下から選択：発注者指定方式／任意着手方式／ツフレックス方式】 (1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。 なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 (2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書（様式-1）」を作成し、発注者（契約担当者）に通知（提出）すること。 (3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。 の始期に提出するものとする。
6 既成工期 (1.2.1)	図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。

工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和 7・8 年度
工事場所	南城市知念字久高地内	図面名称	建築工事特記仕様書【機械設備工事編】その 1
免注機関	南城市土木建築部 都市整備課	縮 尺	NO SCALE
摘 要	管理建築士	図面番号	M-01
		設 計 製 図	設 名 称 上城技術情報株式会社
検 印			計 者 資格者氏名 1級建築士 登録第212229号 宮城 富夫
			登 録 番 号 (知事)登録第 155-983 号
		所 在 地 宜野湾市嘉数二丁目18番20号	

一 般 共 通 事 項		一 般 共 通 事 項		共 通 工 事																											
○ 7 施工図等 (1.2.3)	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用权は、発注者へ移譲するものとする。 (2) 発注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図（各1／50程度）及び必要な断面図を作成の上監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着手前までに提出し承諾を受ける。	16 施工中の環境保全等 (1.3.8)	(1) 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成9年7月31日 建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日 国土交通省告示第487号）による建設機械を使用する。 (2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定容量（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW） ア) バックホウ イ) 車輪式トラクタシャベル ウ) ブルドーザ エ) 発動発電機 オ) 空気圧縮機 カ) 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） キ) ローラ類 ク) ホイールクレーン	19 ゆいくる材について	(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。 (3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を厳守すること。 ア掛金収納書を契約後1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内）に発注者に提出する。 イ当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ未加入下請業者に対する加入を指導する。																										
8 工事の記録 (1.2.4)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。				(1) ゆいくる材の利用 ア本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。 イゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。 ウゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。																										
○ 9 設計図C A Dデータの貸与	本工事では発注者から受注者に対して設計図C A Dデータを貸与する。なお、貸与されたC A Dデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。	○ 17 発生材の処理等 (1.3.9)	適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。 (建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、P C B、アスベスト等有害物質調査など) (1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。 <table><tr><td></td><td>発生材の種類及び処理方法</td></tr><tr><td>引渡しを要するもの</td><td>○ 無 ・ 有（図示）</td></tr><tr><td>特別管理産業廃棄物</td><td>○ 無 ・ 有（図示）※現場調査を行う</td></tr><tr><td>再生資源の利用を図るもの</td><td>・ 無 ・ 有（図示）</td></tr></table> (2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので、適正に処理することと。 (3) 建設リサイクルの推進について 受注者は、該当する建設資材がある場合、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」（以下C O B R I S）という。）により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完了後にC O B R I Sにより作成した、「再生資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。 (4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合は、以下のいずれかとする。ただし、島内、もしくは建設発生木材（伐採木を含む）建設汚泥については工事現場から50km以内に施設がない場合は、この限りではない。 ①搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設へ搬出 ②搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出。 (5) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合うちから運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び紛体の取扱基準について ア) 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び紛体（以下、「廃棄物」という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正委に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」ととは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。 なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記H Pに掲載されている「濁水及び紛体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ) 発生する濁水（汚濁）に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について（通知）（平成24年3月28日付け士技第1257号）」に基づき、適正に処理すること。 ウ) 発生する紛体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱について（通知）（平成25年1月17日付け士技第942号）」に基づき、適正に処理すること。 (7) 撤去前に内容物（燃料、冷媒、吸収液、廃油等）の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料（アスベスト、鉛、P C B等）が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処理する。		発生材の種類及び処理方法	引渡しを要するもの	○ 無 ・ 有（図示）	特別管理産業廃棄物	○ 無 ・ 有（図示）※現場調査を行う	再生資源の利用を図るもの	・ 無 ・ 有（図示）	○ 20 機材の品質等 (1.4.2) ○ 21 技能士 (1.5.2) 22 化学物質の濃度測定 (1.5.8) 23 技術検査 (1.6.2) ○ 24 完成時の提出図書 (1.7.1)	(2) ゆいくる材の品質管理 ア受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準共通仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。 イ受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人 沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ受注者は、路盤材のサンプル送付試験の材料採取及び現場への資材初回搬入時と数均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。 エ受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。																		
	発生材の種類及び処理方法																														
引渡しを要するもの	○ 無 ・ 有（図示）																														
特別管理産業廃棄物	○ 無 ・ 有（図示）※現場調査を行う																														
再生資源の利用を図るもの	・ 無 ・ 有（図示）																														
10 施工管理体制 (1.3.1)	(1) 工事請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合8,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 イ 検査終了後の期間 工事完成后、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 (2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提出しなければならない。				(2) ゆいくる材の品質等 (1.4.2) ○ 21 技能士 (1.5.2) 22 化学物質の濃度測定 (1.5.8) 23 技術検査 (1.6.2) ○ 24 完成時の提出図書 (1.7.1)	※工事に使用する機材の品質等は図示（機器仕様書等）又はこれらと同等のものとする。 （製品番号等は参考であり限定しない。） ※使用する機材はあらかじめ監督職員の承諾を受ける。 ※使用する機材が「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」（一般社団法人 公共建築協会）による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。																									
11 主任技術者等の資格	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※ 資格の区分1 次の イ 又は ロ に掲げるもの イ建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を機械部門、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者 ・ 資格の区分2 次の イ 又は ロ に掲げるもの イ技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ資格の区分1の ロ に掲げる者 ・ 資格の区分3 次の イ 又は ロ に掲げるもの イ建設業法第7条第2号 イ 又は ロ に定める実務経験を有する者 技能を有すると認定された者 (2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。				技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ○ 配管施工（建築配管作業） ・ 熱絶縁施工（保温保冷工事作業） ・ 冷凍、空調調和機器施工（冷凍、空調調和機器施工作業） ・ 建築板金施工（ダクト板金作業）																										
12 監理技術者の兼務（特例監理技術者の配置）	※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規程の適用を受ける監理技術者（特定管理技術社）の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規程の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない。				(1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。 <table><tr><th>測定対象室</th><th>測定箇所数</th><th>測定時期</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡しは受けない。	測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考																						
測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考																												
13 電気保安技術者 (1.3.2)	電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。				中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。 ()																										
14 施工条件 (1.3.3)	施工条件は、図示及び以下による。 ()				(1) 本工事の完成時の提出書類は、「営繕工事における工事関係書類等に関する効率化実施要領（案）」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（一財） 沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。																										
15 交通安全管理 (1.3.6)	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員の配置すること。 (令和3年2月19日 沖縄県公安委員会告示第38号)	○ 18 工事の保険等	(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着日から工事完成期日後14日以上とする。 ※ 火災保険 ※ 組立保険 ※ 請負業者賠償責任保険 ・ 建設工事保険 ・ 労働災害総合保険																												
				<table><tr><td>工事名称</td><td>離島体験宿泊交流施設改修工事</td><td>工事年度</td><td>令和7・8年度</td></tr><tr><td>工事場所</td><td>南城市知念字久高地内</td><td>図面名称</td><td>建築工事特記仕様書【機械設備工事編】その2</td></tr><tr><td>発注機関</td><td>南城市土木建築部 都市整備課</td><td>縮 尺</td><td>NO SCALE</td></tr><tr><td rowspan="2">摘 要</td><td rowspan="2">管理建築士</td><td>図面番号</td><td>M-02</td></tr><tr><td>設 計</td><td>製 図</td></tr><tr><td rowspan="3">検 印</td><td rowspan="3"></td><td>設 計 者</td><td>名 称 上城技術情報株式会社</td></tr><tr><td>登 録 番 号</td><td>資格者氏名 1級建築士 登録第212229号 宮城 富夫 (知事)登録第 155-983 号</td></tr><tr><td>所 在 地</td><td>宜野湾市嘉数二丁目18番20号</td></tr></table>		工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和7・8年度	工事場所	南城市知念字久高地内	図面名称	建築工事特記仕様書【機械設備工事編】その2	発注機関	南城市土木建築部 都市整備課	縮 尺	NO SCALE	摘 要	管理建築士	図面番号	M-02	設 計	製 図	検 印		設 計 者	名 称 上城技術情報株式会社	登 録 番 号	資格者氏名 1級建築士 登録第212229号 宮城 富夫 (知事)登録第 155-983 号	所 在 地	宜野湾市嘉数二丁目18番20号
工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和7・8年度																												
工事場所	南城市知念字久高地内	図面名称	建築工事特記仕様書【機械設備工事編】その2																												
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課	縮 尺	NO SCALE																												
摘 要	管理建築士	図面番号	M-02																												
		設 計	製 図																												
検 印		設 計 者	名 称 上城技術情報株式会社																												
		登 録 番 号	資格者氏名 1級建築士 登録第212229号 宮城 富夫 (知事)登録第 155-983 号																												
		所 在 地	宜野湾市嘉数二丁目18番20号																												

一 般 共 通 事 項		共 通 工 事		空 気 調 和 設 備 工 事		
2 5 情報共有システムの使用	（４）受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書	1 総合試運転調整等 （1.3.2）	総合調整は以下の項目を行うこと。 ・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温湿度の調整 ・ 室内気流及びじんあいの調整 ・ 騒音・振動の調整 ・ 飲料水の水質の測定 ・ 雑用水の水質の測定 ・ 運転状態（総合調整結果）の記録 ※	1 空気調和機	室外機は、図示された場合を除き以下による。 ※ 耐塩処理を施す。（原則、県内工場施工。5年間保証） ※ 端子板にヤモリガード対策を施す。	
	（５）建築物等の利用に関する説明書について ・ 「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き（国土交通省ホームページに記載）を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。					
	（６）受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、計画書の内容等は監督員と なお、計画書の内容等は監督員と					
	本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。 （１）現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整える事。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議する事。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンOS】：Microsfuto Windows 8. 1／10 【推奨ブラウザ】：Microsoft Edge 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 （２）受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあつては、沖縄県とCALS運営会社で定めた、使用著作権を翁エア兼CALSシステムを運営している者に支払うこと。 （３）沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）。					
	2 6 標識その他 （1.7.4）					主機械室に機器等の取扱い方法、点検項目及び系統図等を記載したアクリル樹脂製の案内板を設ける。記載内容、設置場所等は監督員の承諾を受けること。
	2 7 機材					監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示（機器仕様書等）によるほか標準仕様書等、標準図による。
	2 8 施工					監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。
	2 9 耐震施工					（１）耐震施工は下記による。 ただし、設計用標準震度が図示された場合は、指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。 ・ 「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」 ・ ・ （２）建物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。
	3 0 磁気探査					本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」（沖縄県土木建築部）によるものとし、位置は図示による。
	3 1 墜落制止用器具					・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし墜落時に着用者が地面に到達するおそれがある場合は、腰ベルトの仕様を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）を遵守すること。
3 2 「労務費見積り尊重重宣言」促進モデル工事	本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象である。 実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事施行要領」及び「労務費見積り尊重宣言」実施 要領」（2018. 12. 21日本建設業連合会）を参照し実施するものである。					
3 3 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用について	・ 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。 受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し実施するものとする					
3 4 その他	※					

2 5 情報共有システムの使用	1 総合試運転調整等 （1.3.2）	総合調整は以下の項目を行うこと。 ・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温湿度の調整 ・ 室内気流及びじんあいの調整 ・ 騒音・振動の調整 ・ 飲料水の水質の測定 ・ 雑用水の水質の測定 ・ 運転状態（総合調整結果）の記録 ※	2 配管材料 （2.1.2）	管材は別表-2による。ただし、図示されたものを除く。																		
					3 埋設配管 （2.7.1）	4 保温工事 （3.1.1）	5 塗装 （3.2.1）	6 仮設工事 （4.1.1）														
									7 土工事 （4.2.1）	8 その他												
											9 足場 （4.3.1）	10 仮設足場 （4.3.2）										
													11 仮設足場 （4.3.3）	12 仮設足場 （4.3.4）								
															13 仮設足場 （4.3.5）	14 仮設足場 （4.3.6）						
																	15 仮設足場 （4.3.7）	16 仮設足場 （4.3.8）				
																			17 仮設足場 （4.3.9）	18 仮設足場 （4.3.10）		
																					19 仮設足場 （4.3.11）	20 仮設足場 （4.3.12）
23 仮設足場 （4.3.15）	24 仮設足場 （4.3.16）																					
		25 仮設足場 （4.3.17）	26 仮設足場 （4.3.18）																			
				27 仮設足場 （4.3.19）	28 仮設足場 （4.3.20）																	
						29 仮設足場 （4.3.21）	30 仮設足場 （4.3.22）															
								31 仮設足場 （4.3.23）	32 仮設足場 （4.3.24）													
										33 仮設足場 （4.3.25）	34 仮設足場 （4.3.26）											
												35 仮設足場 （4.3.27）	36 仮設足場 （4.3.28）									
														37 仮設足場 （4.3.29）	38 仮設足場 （4.3.30）							
																39 仮設足場 （4.3.31）	40 仮設足場 （4.3.32）					
																		41 仮設足場 （4.3.33）	42 仮設足場 （4.3.34）			
43 仮設足場 （4.3.35）	44 仮設足場 （4.3.36）																					
		45 仮設足場 （4.3.37）	46 仮設足場 （4.3.38）																			
				47 仮設足場 （4.3.39）	48 仮設足場 （4.3.40）																	
						49 仮設足場 （4.3.41）	50 仮設足場 （4.3.42）															
								51 仮設足場 （4.3.43）	52 仮設足場 （4.3.44）													
										53 仮設足場 （4.3.45）	54 仮設足場 （4.3.46）											
												55 仮設足場 （4.3.47）	56 仮設足場 （4.3.48）									
														57 仮設足場 （4.3.49）	58 仮設足場 （4.3.50）							
																59 仮設足場 （4.3.51）	60 仮設足場 （4.3.52）					
																		61 仮設足場 （4.3.53）	62 仮設足場 （4.3.54）			
63 仮設足場 （4.3.55）	64 仮設足場 （4.3.56）																					
		65 仮設足場 （4.3.57）	66 仮設足場 （4.3.58）																			
				67 仮設足場 （4.3.59）	68 仮設足場 （4.3.60）																	
						69 仮設足場 （4.3.61）	70 仮設足場 （4.3.62）															
								71 仮設足場 （4.3.63）	72 仮設足場 （4.3.64）													
										73 仮設足場 （4.3.65）	74 仮設足場 （4.3.66）											
												75 仮設足場 （4.3.67）	76 仮設足場 （4.3.68）									
														77 仮設足場 （4.3.69）	78 仮設足場 （4.3.70）							
																79 仮設足場 （4.3.71）	80 仮設足場 （4.3.72）					
																		81 仮設足場 （4.3.73）	82 仮設足場 （4.3.74）			
83 仮設足場 （4.3.75）	84 仮設足場 （4.3.76）																					
		85 仮設足場 （4.3.77）	86 仮設足場 （4.3.78）																			
				87 仮設足場 （4.3.79）	88 仮設足場 （4.3.80）																	
						89 仮設足場 （4.3.81）	90 仮設足場 （4.3.82）															
								91 仮設足場 （4.3.83）	92 仮設足場 （4.3.84）													
										93 仮設足場 （4.3.85）	94 仮設足場 （4.3.86）											
												95 仮設足場 （4.3.87）	96 仮設足場 （4.3.88）									
														97 仮設足場 （4.3.89）	98 仮設足場 （4.3.90）							
																99 仮設足場 （4.3.91）	100 仮設足場 （4.3.92）					
																		101 仮設足場 （4.3.93）	102 仮設足場 （4.3.94）			
103 仮設足場 （4.3.95）	104 仮設足場 （4.3.96）																					
		105 仮設足場 （4.3.97）	106 仮設足場 （4.3.98）																			
				107 仮設足場 （4.3.99）	108 仮設足場 （4.3.100）																	
						109 仮設足場 （4.3.101）	110 仮設足場 （4.3.102）															
								111 仮設足場 （4.3.103）	112 仮設足場 （4.3.104）													
										113 仮設足場 （4.3.105）	114 仮設足場 （4.3.106）											
												115 仮設足場 （4.3.107）	116 仮設足場 （4.3.108）									
														117 仮設足場 （4.3.109）	118 仮設足場 （4.3.110）							
																119 仮設足場 （4.3.111）	120 仮設足場 （4.3.112）					
																		121 仮設足場 （4.3.113）	122 仮設足場 （4.3.114）			
123 仮設足場 （4.3.115）	124 仮設足場 （4.3.116）																					
		125 仮設足場 （4.3.117）	126 仮設足場 （4.3.118）																			
				127 仮設足場 （4.3.119）	128 仮設足場 （4.3.120）																	
						129 仮設足場 （4.3.121）	130 仮設足場 （4.3.122）															
								131 仮設足場 （4.3.123）	132 仮設足場 （4.3.124）													
										133 仮設足場 （4.3.125）	134 仮設足場 （4.3.126）											
												135 仮設足場 （4.3.127）	136 仮設足場 （4.3.128）									
														137 仮設足場 （4.3.129）	138 仮設足場 （4.3.130）							
																139 仮設足場 （4.3.131）	140 仮設足場 （4.3.132）					
																		141 仮設足場 （4.3.133）	142 仮設足場 （4.3.134）			
143 仮設足場 （4.3.135）	144 仮設足場 （4.3.136）																					
		145 仮設足場 （4.3.137）	146 仮設足場 （4.3.138）																			
				147 仮設足場 （4.3.139）	148 仮設足場 （4.3.140）																	
						149 仮設足場 （4.3.141）	150 仮設足場 （4.3.142）															
								151 仮設足場 （4.3.143）	152 仮設足場 （4.3.144）													
										153 仮設足場 （4.3.145）	154 仮設足場 （4.3.146）											
												155 仮設足場 （4.3.147）	156 仮設足場 （4.3.148）									
														157 仮設足場 （4.3.149）	158 仮設足場 （4.3.150）							
																159 仮設足場 （4.3.151）	160 仮設足場 （4.3.152）					
																		161 仮設足場 （4.3.153）	162 仮設足場 （4.3.154）			
163 仮設足場 （4.3.155）	164 仮設足場 （4.3.156）																					
		165 仮設足場 （4.3.157）	166 仮設足場 （4.3.158）																			
				167 仮設足場 （4.3.159）	168 仮設足場 （4.3.160）																	
						169 仮設足場 （4.3.161）	170 仮設足場 （4.3.162）															
								171 仮設足場 （4.3.163）	172 仮設足場 （4.3.164）													
										173 仮設足場 （4.3.165）	174 仮設足場 （4.3.166）											
												175 仮設足場 （4.3.167）	176 仮設足場 （4.3.168）									
														177 仮設足場 （4.3.169）	178 仮設足場 （4.3.170）							
																179 仮設足場 （4.3.171）	180 仮設足場 （4.3.172）					
																		181 仮設足場 （4.3.173）	182 仮設足場 （4.3.174）			
183 仮設足場 （4.3.175）	184 仮設足場 （4.3.176）																					
		185 仮設足場 （4.3.177）	186 仮設足場 （4.3.178）																			
				187 仮設足場 （4.3.179）	188 仮設足場 （4.3.180）																	
						189 仮設足場 （4.3.181）	190 仮設足場 （4.3.182）															
								191 仮設足場 （4.3.183）	192 仮設足場 （4.3.184）													
										193 仮設足場 （4.3.185）	194 仮設足場 （4.3.186）											
												195 仮設足場 （4.3.187）	196 仮設足場 （4.3.188）									
														197 仮設足場 （4.3.189）	198 仮設足場 （4.3.190）							
																199 仮設足場 （4.3.191）	200 仮設足場 （4.3.192）					
																		201 仮設足場 （4.3.193）	202 仮設足場 （4.3.194）			
203 仮設足場 （4.3.195）	204 仮設足場 （4.3.196）																					
		205 仮設足場 （4.3.197）	206 仮設足場 （4.3.198）																			
				207 仮設足場 （4.3.199）	208 仮設足場 （4.3.200）																	
						209 仮設足場 （4.3.201）	210 仮設足場 （4.3.202）															
								211 仮設足場 （4.3.203）	212 仮設足場 （4.3.204）													
										213 仮設足場 （4.3.205）	214 仮設足場 （4.3.206）											
												215 仮設足場 （4.3.207）	216 仮設足場 （4.3.208）									
														217 仮設足場 （4.3.209）	218 仮設足場 （4.3.210）							
																219 仮設足場 （4.3.211）	220 仮設足場 （4.3.212）					
																		221 仮設足場 （4.3.213）	222 仮設足場 （4.3.214）			
223 仮設足場 （4.3.215）	224 仮設足場 （4.3.216）																					
		225 仮設足場 （4.3.217）	226 仮設足場 （4.3.218）																			
				227 仮設足場 （4.3.219）	228 仮設足場 （4.3.220）																	
						229 仮設足場 （4.3.221）	230 仮設足場 （4.3.222）															
								231 仮設足場 （4.3.223）	232 仮設足場 （4.3.224）													
										233 仮設足場 （4.3.225）	234 仮設足場 （4.3.226）											
												235 仮設足場 （4.3.227）	236 仮設足場 （4.3.228）									
														237 仮設足場 （4.3.229）	238 仮設足場 （4.3.230）							
																239 仮設足場 （4.3.231）	240 仮設足場 （4.3.232）					
																		241 仮設足場 （4.3.233）	242 仮設足場 （4.3.234）			
243 仮設足場 （4.3.235）	244 仮設足場 （4.3.236）																					
		245 仮設足場 （4.3.237）	246 仮設足場 （4.3.238）																			
				247 仮設足場 （4.3.239）	248 仮設足場 （4.3.240）																	
						249 仮設足場 （4.3.241）	250 仮設足場 （4.3.242）															
								251 仮設足場 （4.3.243）	252 仮設足場 （4.3.244）													
										253 仮設足場 （4.3.245）	254 仮設足場 （4.3.246）											
												255 仮設足場 （4.3.247）	256 仮設足場 （4.3.248）									
														257 仮設足場 （4.3.249）	258 仮設足場 （4.3.250）							
																259 仮設足場 （4.3.251）	260 仮設足場 （4.3.252）					
																		261 仮設足場 （4.3.253）	262 仮設足場 （4.3.254）			
263 仮設足場 （4.3.255）	264 仮設足場 （4.3.256）																					
		265 仮設足場 （4.3.257）	266 仮設足場 （4.3.258）																			
				267 仮設足場 （4.3.259）	268 仮設足場 （4.3.260）																	
						269 仮設足場 （4.3.261）	270 仮設足場 （4.3.262）															
								271 仮設足場 （4.3.263）	272 仮設足場 （4.3.264）													
										273 仮設足場 （4.3.265）	274 仮設足場 （4.3.266）											
												275 仮設足場 （4.3.267）	276 仮設足場 （4.3.268）									
														277 仮設足場 （4.3.269）	278 仮設足場 （4.3.270）							
																279 仮設足場 （4.3.271）	280 仮設足場 （4.3.272）					
																		281 仮設足場 （4.3.273）	282 仮設足場 （4.3.274）			
283 仮設足場 （4.3.275）	284 仮設足場 （4.3.276）																					
		285 仮設足場 （4.3.277）	286 仮設足場 （4.3.278）																			
				287 仮設足場 （4.3.279）	288 仮設足場 （4.3.280）																	
						289 仮設足場 （4.3.281）	290 仮設足場 （4.3.282）															
								291 仮設足場 （4.3.283）	292 仮設足場 （4.3.284）													
										293 仮設足場 （4.3.285）	294 仮設足場 （4.3.286）											
												295 仮設足場 （4.3.287）	296 仮設足場 （4.3.288）									
														297 仮設足場 （4.3.289）	298 仮設足場 （4.3.290）							
																299 仮設足場 （4.3.291）	300 仮設足場 （4.3.292）					
																		301 仮設足場 （4.3.293）	302 仮設足場 （4.3.294）			
303 仮設足場 （4.3.295）	304 仮設足場 （4.3.296）																					
		305 仮設足場 （4.3.297）	306 仮設足場 （4.3.298）																			
				307 仮設足場 （4.3.299）	308 仮設足場 （4.3.300）																	
						309 仮設足場 （4.3.301）	310 仮設足場 （4.3.302）															
								311 仮設足場 （4.3.303）	312 仮設足場 （4.3.304）													
										313 仮設足場 （4.3.305）	314 仮設足場 （4.3.306）											
												315 仮設足場 （4.3.307）	316 仮設足場 （4.3.308）									
														317 仮設足場 （4.3.309）	318 仮設足場 （4.3.310）							
																319 仮設足場 （4.3.311）	320 仮設足場 （4.3.312）					
																		321 仮設足場 （4.3.313）	322 仮設足場 （4.3.314）			
323 仮設足場 （4.3.315）	324 仮設足場 （4.3.316）																					
		325 仮設足場 （4.3.317）	326 仮設足場 （4.3.318）																			
				327 仮設足場 （4.3.319）	328 仮設足場 （4.3.320）																	
						329 仮設足場 （4.3.321）	330 仮設足場 （4.3.322）															
								331 仮設足場 （4.3.323）	332 仮設足場 （4.3.324）													
										333 仮設足場 （4.3.325）	334 仮設足場 （4.3.326）											
												335 仮設足場 （4.3.327）	336 仮設足場 （4.3.328）									
														337 仮設足場 （4.3.329）	338 仮設足場 （4.3.330）							
																339 仮設足場 （4.3.331）	340 仮設足場 （4.3.332）					
																		341 仮設足場 （4.3.333）	342 仮設足場 （4.3.334）			
343 仮設足場 （4.3.335）	344 仮設足場 （4.3.336）																					
		345 仮設足場 （4.3.337）	346 仮設足場 （4.3.338）																			
				347 仮設足場 （4.3.339）	348 仮設足場 （4.3.340）																	
						349 仮設足場 （4.3.341）	350 仮設足場 （4.3.342）															
								351 仮設足場 （4.3.343）	352 仮設足場 （4.3.344）													
										353 仮設足場 （4.3.345）	354 仮設足場 （4.3.346）											
												355 仮設足場 （4.3.347）	356 仮設足場 （4.3.348）									
														357 仮設足場 （4.3.349）	358 仮設足場 （4.3.350）							
																359 仮設足場 （4.3.351）	360 仮設足場 （4.3.352）					
																		361 仮設足場 （4.3.353）	362 仮設足場 （4.3.354）			
363 仮設足場 （4.3.355）	364 仮設足場 （4.3.356）																					
		365 仮設足場 （4.3.357）	366 仮設足場 （4.3.358）																			
				367 仮設足場 （4.3.359）	368 仮設																	

別表－１（関連工事との取り扱い）

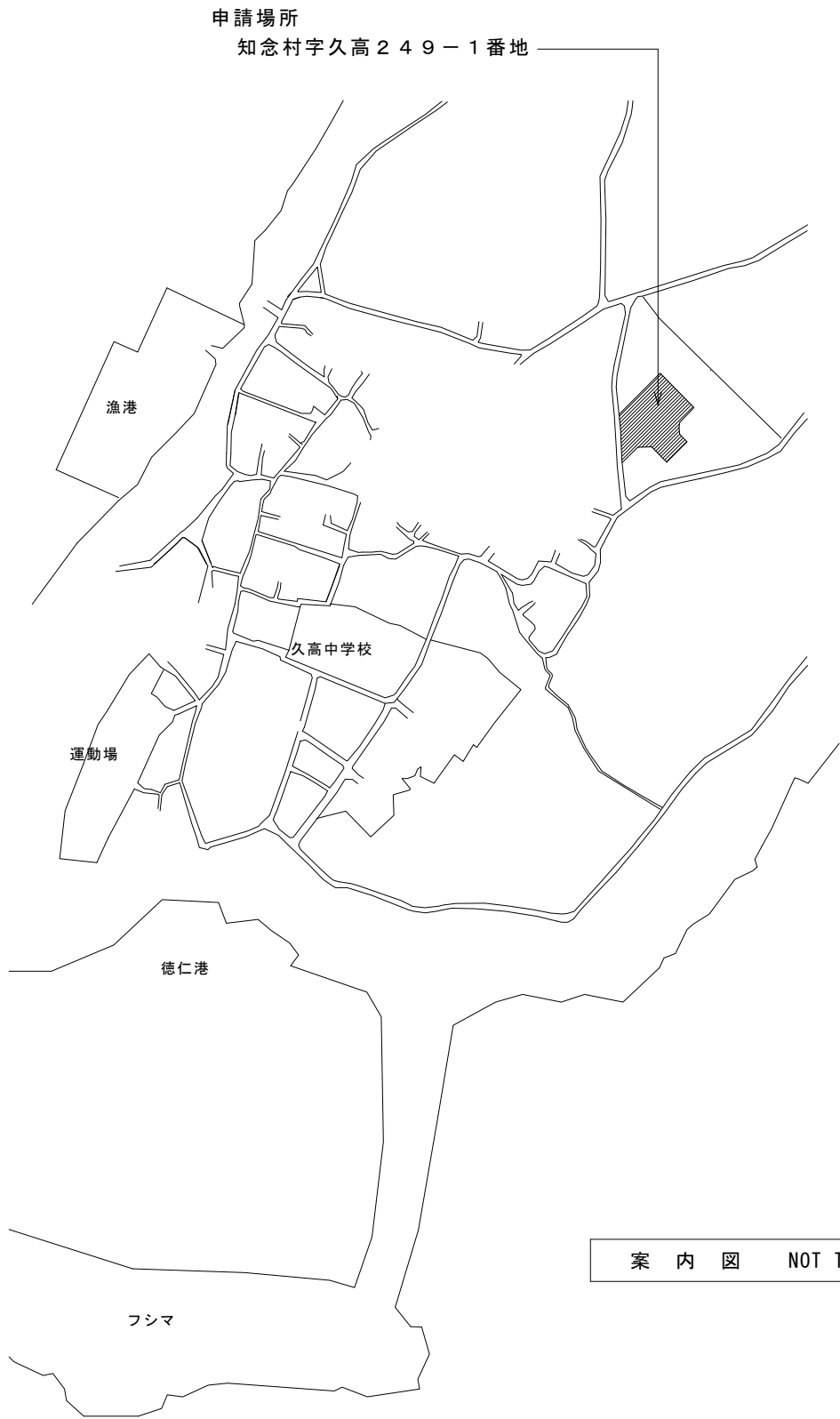
工 事 内 容		本工事	別途工事	
		機械	電気	建築
機器の基礎	屋内設置（架台、アンカーボルトを除く）	・		※
	屋上設置（架台、アンカーボルトを除く）	・		※
	屋外設置（架台、アンカーボルトを除く）	※		・
	架台、アンカーボルト	※		・
貫通スリーブ （梁、床、壁）	スリーブ	※		・
	補強鉄筋	・		※
	スリーブの穴埋め	※		・
箱入れ （梁、床、壁）	箱入れ	※		・
	補強鉄筋	・		※
	型枠の穴埋め	※		・
天井、壁の切り込み	墨出し	※		・
	下地組み、ボード類の切り込み （吹出口、吸込口、消火栓など）	・		※
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・		※
インサート	インサート	※		
外気取付ガ拉里	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	・		※
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	※	・	
電気配管配線	機械付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	※	・	
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・	※	
	天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配管	・	※	
	上記の配線	※	・	
	パッケージ型空調機などで屋内機と屋外機との間の配管	・	※	
	上記の配線	※	・	
	電極棒及びフロートスイッチの本体	※	・	
自動制御	上記の配管、配線	・	※	
	電気配管	・	・	
	電気配線	・	・	
浄化槽	電源供給	・	※	
	コンクリート躯体	・		・
	基礎コンクリート	※		・
	基礎杭	・		・
	根切り、埋戻し	※		・
	残土処理	※		・
	防護柵	・		・
	土止め工事	・		・
	保護砂	・		・
	湧水処理	・		・
	送風機室（換気用送風機を含む）	・		・
	操作盤までの１次側電気工事	・	※	
樋	操作盤以降の２次側電気工事	※	・	
	ルーフドレイン及び立て樋	・		※
流し類	立て樋接続用埋設横引管	・		※
	台所流し台、手洗い流し（ＳＵＳ人研ぎ共）	・		※
化粧鏡	同上配管接続	※		・
	衛生陶器メーカー規格外の物	※		・
カウンター	はめ込洗面器のカウンター	※		・
	衛生器具廻り	※		・
身障者用手すり	その他手すり	・		※

※配線は接続を含むものとする。

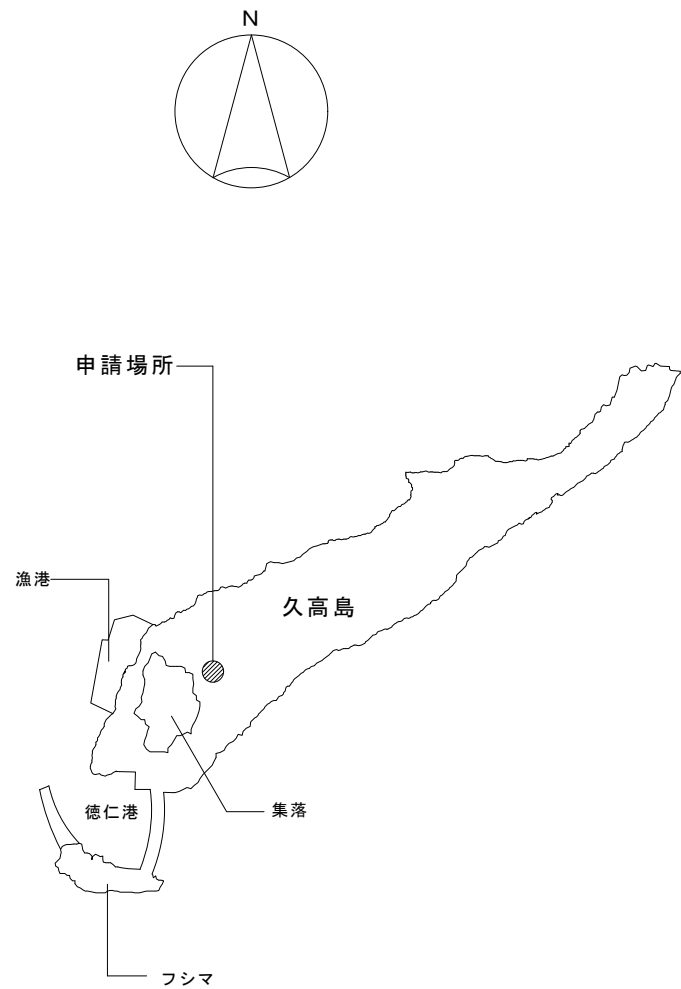
別表－２（管材）

用 途	施 工 箇 所	管 材	規 格
冷温水管	屋内一般配管		
	機械室・便所配管		
	屋外配管（架空、暗渠内・共同溝内）		
	地中配管		
冷却水管	屋内一般配管		
	機械室・便所配管		
	屋外配管（架空、暗渠内・共同溝内）		
	地中配管		
蒸気管	屋内一般配管		
	機械室・便所配管		
	屋外配管（架空、暗渠内・共同溝内）		
	地中配管		
高温水管	屋内一般配管		
	機械室・便所配管		
	屋外配管（架空、暗渠内・共同溝内）		
	地中配管		
油管	屋内一般配管		
	機械室・便所配管		
	屋外配管（架空、暗渠内・共同溝内）		
	地中配管		
ブライン管	屋内一般配管		
	機械室・便所配管		
	屋外配管（架空、暗渠内・共同溝内）		
	地中配管		
冷媒管	屋内一般配管		
	機械室・便所配管		
	屋外配管（架空、暗渠内・共同溝内）		
	地中配管		
給水管	屋内一般配管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	（JIS K 6742）H1VP
	機械室・便所配管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	（JIS K 6742）H1VP
	屋外配管（架空、暗渠内・共同溝内）		
	地中配管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	（JIS K 6742）H1VP
給湯管	屋内・屋外露出配管		
	屋内一般配管	水道用耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管	（JIS K 6776）H1VP
	機械室・便所配管	水道用耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管	（JIS K 6776）H1VP
	屋外配管（架空、暗渠内・共同溝内）		
消火管	地中配管		
	屋内一般配管		
	機械室・便所配管		
	屋外配管（架空、暗渠内・共同溝内）		
排水管	地中配管		
	屋内一般配管	硬質ポリ塩化ビニル管	（JIS K 6741）VP
	機械室・便所配管	硬質ポリ塩化ビニル管	（JIS K 6741）VP
	屋外配管（架空、暗渠内・共同溝内）		
通気管	地中配管	硬質ポリ塩化ビニル管	（JIS K 6741）VP
	屋内一般配管		
	機械室・便所配管		
	屋外配管（架空、暗渠内・共同溝内）		
ガス管	地中配管		
	屋内一般配管		
	機械室・便所配管		
	屋外配管（架空、暗渠内・共同溝内）	配管用炭素鋼鋼管（白）	（JIS G 3452）
	地中配管	ポリエチレン被覆鋼管	（JIS K 3477）
特記事項			
※冷媒管に断熱材被覆鋼管を使用した場合の断熱材の厚さは、液管１０mm以上、ガス管２０mm以上とする。			
※			

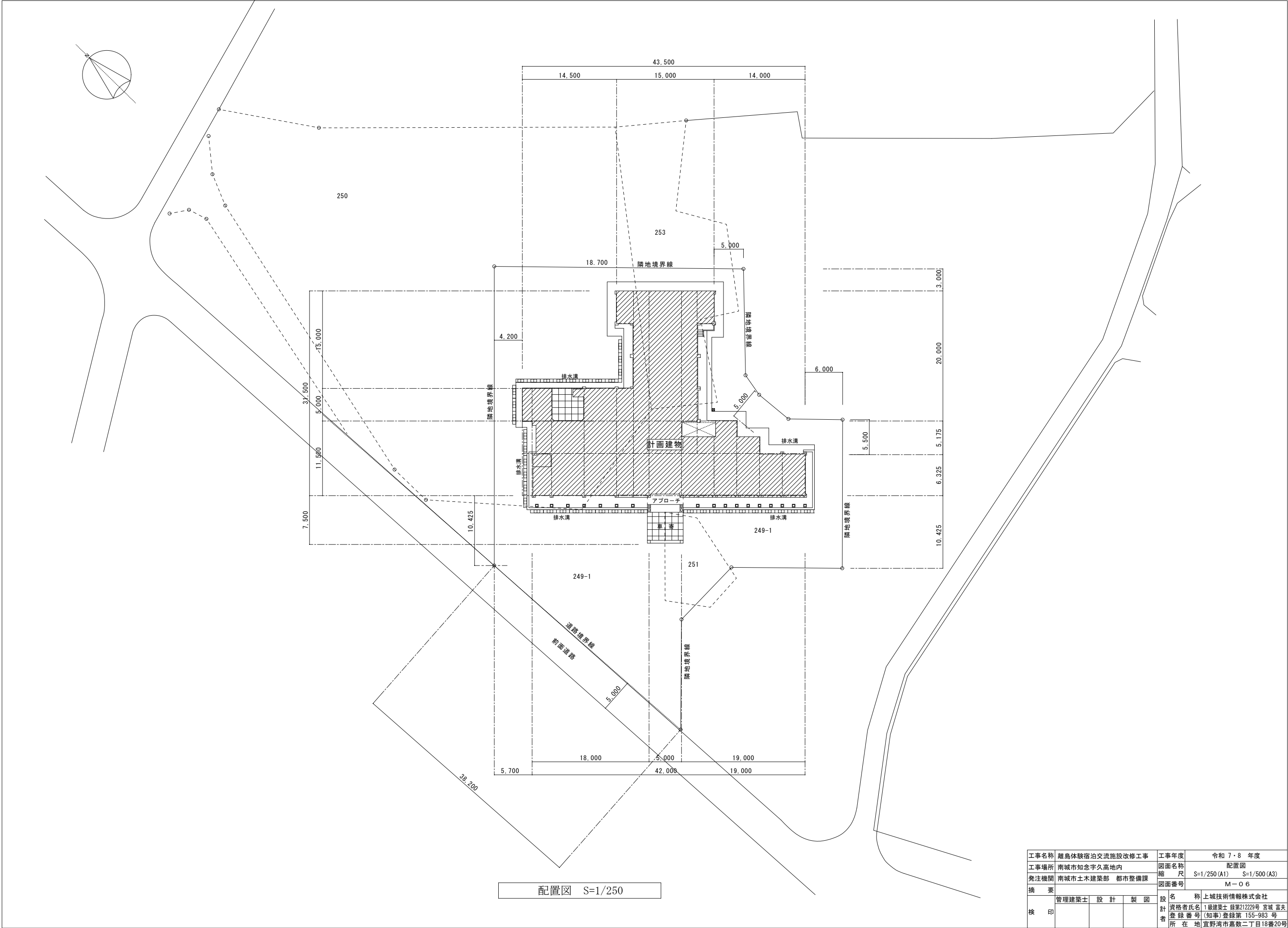
工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和 7・8 年度
工事場所	南城市知念字久高地内	図面名称	建築工事特記仕様書【機械設備工事編】その4
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課	縮 尺	NO SCALE
摘 要		図面番号	M－O 4
検 印	管理建築士	設 計	製 図
		設 計 者	名 称 上城技術情報株式会社
			資格者氏名 1級建築士 登録第212229号 宮城 富夫
			登録番号 (知事)登録第 155-983 号
			所 在 地 宜野湾市嘉数二丁目18番20号



案 内 図 NOT TO SCALE



工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和 7・8 年度
工事場所	南城市知念字久高地内	図面名称	案内図
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課	縮 尺	S=1/200 (A1) S=1/400 (A3)
摘 要		図面番号	M-05
検 印	管理建築士 設 計 製 図	設 計 者	名 称 上城技術情報株式会社 資格者氏名 1級建築士 録第212229号 宮城 富夫 登 録 番 号 (知事) 登録第 155-983 号 所 在 地 宜野湾市嘉数二丁目18番20号



配置図 S=1/250

工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事			工事年度	令和 7・8 年度	
工事場所	南城市知念字久高地内			図面名称	配置図	
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課			縮 尺	S=1/250 (A1) S=1/500 (A3)	
摘 要				図面番号	M-06	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 名	称 上城技術情報株式会社	
				資格者氏名	1級建築士 録第212229号 宮城 富夫	
				登 録 番 号	(知事) 登録第 155-983 号	
				所 在 地	宜野湾市嘉数二丁目18番20号	

衛 生 器 具 表

記号	名 称	品 番		数量	備 考
		T O T O	L I X I L		
①	洋風大便器	CS232B, SH232BA, TC301, YH117	BC-110STU, DT-5500BL, CF-37AT, CH-32H	1	
②	小便器	U507CR, TG600PN	U-321RM, UF-3JT	1	
③	身障者用大便器	CS20AB, SH30BA, TC301, YH117	BC-220SK, DT-K250ML, CF39AT, CF-32H	2	
④	コンパクトオスト メイトパック	UAS81LNB2NW#NW1	PTOM-B210/SSW	4	
⑤	カウンター	MLUB(ﾌﾟﾚﾝ), L=950	MB-550H A W S(950)/BW-01	1	
	洗面器	LS351C		1	
	自動水栓	TLE26SS1A	AM-220CV1-MB	1	
	手すり	M268N	BB-HC(44)J/WA(1組)	2	
⑥	カウンター	MLUB(ﾌﾟﾚﾝ), L=1, 600	MB-550H A W S(1600)/BW-01	1	
	洗面器	LS351C		2	
	自動水栓	TLE26SS1A	AM-220CV1-MB	2	
⑦	カウンター	MLUB(ﾌﾟﾚﾝ), L=900	MB-550H A W S(900)/BW-01	1	
	洗面器	LS351C		1	
	自動水栓	TLE26SS2A	AM-220TCV1-MB	1	
⑧	カウンター	MLUB(ﾌﾟﾚﾝ), L=1, 600	MB-550H A W S(1600)/BW-01	1	
	洗面器	LS351C		2	
	自動水栓	TLE26SS2A	AM-220TCV1-MB	2	
⑨	洗面器	L270CM, TEL33SB4A	L-275FCR, AM-320TCV1	1	
⑩	手洗い器	LSL870APR	L-A74PC	1	
⑪	自在水栓	T130AUN13 C	LF-12F-13-U	2	
⑫	洗濯水栓	T11W	LF-WJ50KQA	2	
⑬	ハンドシャワー セット	TBV03445J1	BF-KA147TSG	1	
⑭	ハネアゲ式手すり	T113HK8R		1	
⑮	L型手すり	T113BL11	KF-926AE80D25J	1	
⑯	L型手すり	T113BL10	KF-920S70D12J	1	
⑰	小便器用手すり	T113BU22	KF-701SJ	1	
⑱	化粧鏡	YMK51K	KF-6090A	6	
⑲	化粧鏡	MMA1 A 900 A1200 W		1	
⑳	タオルリング	YT405	FKF-AD70C	1	
㉑	洗濯機パン	PWP640N2W, PJ2008NW	PF-6464AC, TP-52	2	
㉒	横水栓	T200SNR13 C	LF-7R-13-U	2	

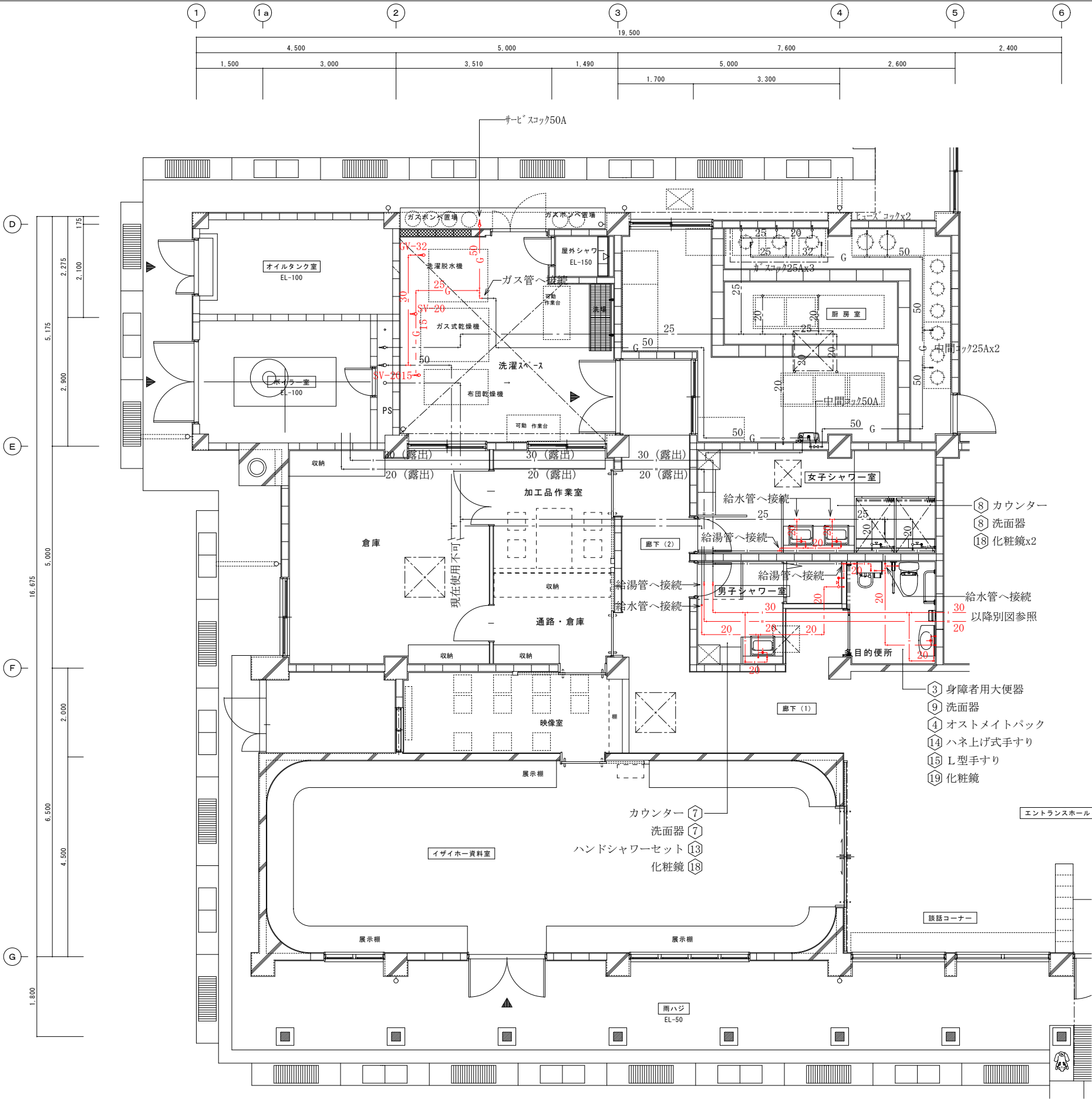
※数量は図面にて確認する事。

機 器 表

記号	名 称	仕 様	電源		数量	備 考
			相	電圧		
PAC-1	パッケージ型空調機	型式：天吊型、ツインタイプ 冷房能力：2 0 . 0 K W 暖房能力：2 2 . 4 K W 消費電力：冷 6 . 4 3 K W、暖 6 . 0 9 K W 室外機：耐塩塗装仕上げ	3	2 0 0	2 1	大ホール イザイホール展示室
PAC-2	パッケージ型空調機	型式：天吊型、ツインタイプ、厨房用 冷房能力：2 0 . 0 K W 暖房能力：2 2 . 4 K W 消費電力：冷 6 . 5 2 K W、暖 6 . 5 9 K W 室外機：耐塩塗装仕上げ	3	2 0 0	1	厨房
RAC-5	ルームエアコン	型式：壁掛け型 冷房能力：2 . 2 K W 暖房能力：2 . 5 K W 消費電力：冷 4 7 0 W、暖 6 3 5 W 室外機：耐塩塗装仕上げ	1	100	1 1 1	休憩室 車椅子対応室 2階リネン室
RAC-1 ～ RAC-4	ルームエアコン	既存ルームエアコンの移設			1 1	事務室 宿泊室 倉庫等
FE-1	換気扇	型式：中間ダクトファン 換気風量：3 3 1 m3/h 消費電力：3 9 . 0 W	1	100	1	男子便所
FE-2	換気扇	型式：天井埋込形 換気風量：3 2 4 m3/h 消費電力：4 2 . 0 W	1	100	1	女子便所
FE-3	換気扇	型式：中間ダクトファン 換気風量：6 6 0 m3/h 消費電力：1 . 9 W	1	100	1	シャワー室用
FE-4	換気扇	型式：天井埋込形 換気風量：5 3 m3/h 消費電力：8 . 5 W	1	100	1 9	事務室 宿泊室
FE-5	換気扇	型式：天井埋込形 換気風量：9 0 m3/h 消費電力：1 0 . 5 W	1	100	2	2階便所
FE-6	ルーフファン	型式：屋上用、局所換気用 換気風量：3 , 1 2 0 m3/h 消費電力：2 7 0 . 0 W	3	200	2	厨房
RF-1	レンジフード	型式：浅型、シロッコファン 換気風量：4 7 0 m3/h	1	100	2	キッチン
OA-1	給気口	屋外フード：ステンレス製、深形、防虫網付き 型式：風量調節形 適合パイプ径：φ 1 5 0			9	各居室
OA-2	給気口	型式：風量調節形 適合パイプ径：φ 1 0 0 屋外フード：ステンレス製、深形、防虫網付き			1	休憩室

※数量は図面にて確認する事。

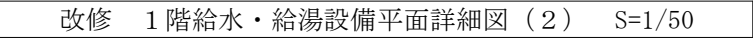
工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和 7・8 年度
工事場所	南城市知念字久高地内	図面名称	衛生器具表・機器表
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課	縮 尺	—
摘 要		図面番号	M－0 7
検 印	管理建築士	設 計	製 図
		設 計 者	名 称 上城技術情報株式会社 資格者氏名 1級建築士 録第212229号 宮城 富夫 登 録 番 号 (知事)登録第 155-983 号 所 在 地 宜野湾市嘉数二丁目18番20号



- 注記
- 1. 新設配管は赤色表示部分とする。
 - 2. 既設給湯管は天井配管となっており、新設給湯管もその給湯管への接続とする。
 - 3. 既設給水管は土間配管となっており、新設給水管もその給水管への接続とする。
 - 4. 既設ガス管は土間配管となっており、新設給水管もその給水管への接続とする。
 - 5. 土間コンクリートの研り補修は建築工事する。

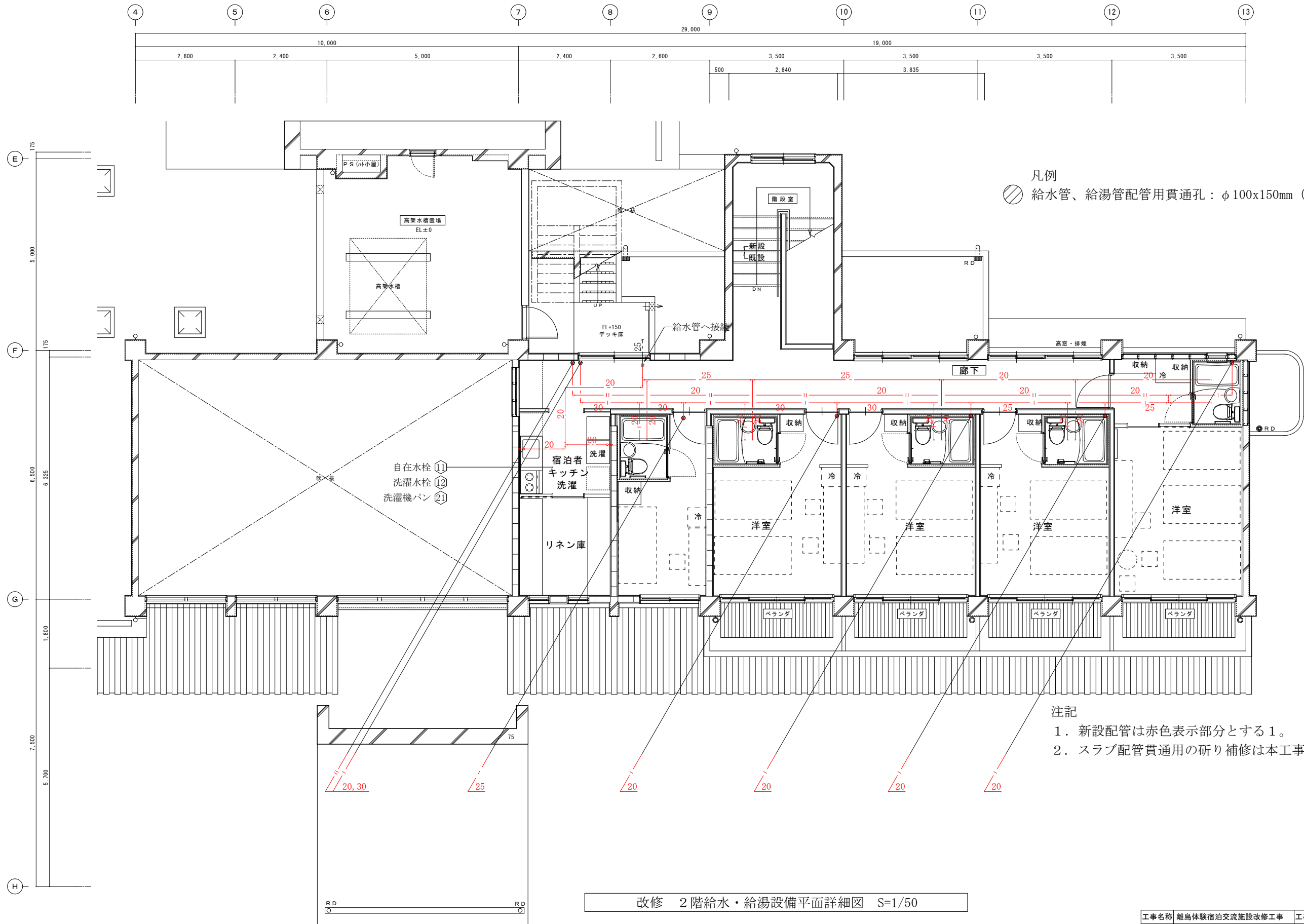
改修 1階給水・給湯ガス設備平面詳細図（1） S=1/50

工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和 7・8 年度
工事場所	南城市知念字久高地内	図面名称	改修 1階給水・給湯・ガス設備平面詳細図（1）
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課	縮 尺	S=1/50 (A1) S=1/100 (A3)
摘 要		図面番号	M-O 8
検 印	管理建築士 設 計 製 図	設 名	称 上城技術情報株式会社
		計 資格者氏名	1級建築士 録第212229号 宮城 富夫
		登 録 番 号	(知事)登録第 155-983 号
		所 在 地	宜野湾市嘉数二丁目18番20号



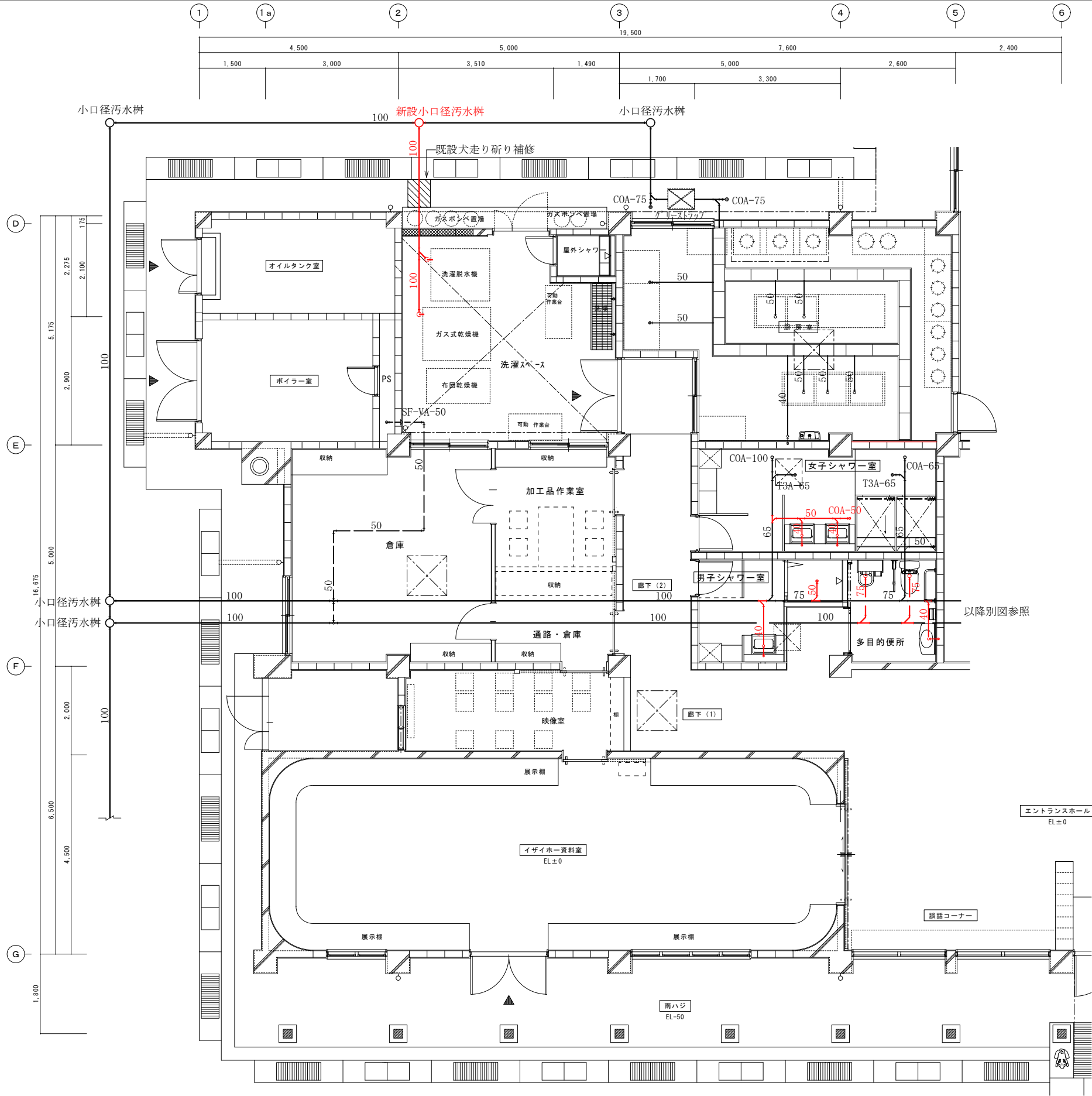
- 注記
1. 新設配管は赤色表示部分とする。
 2. 既設給湯管は天井配管となっており、新設給湯管もその給湯管への接続とする。
 3. 既設給水管は土間配管となっており、新設給水管もその給水管への接続とする。
 4. 男子便所小便器給水は既設配管再利用とする。
 5. 女子便所手洗い器給水は既設配管再利用とする。
 6. 土間コンクリートの斫り補修は建築工事する。
 7. U S、U Bは建築工事する。

工事名称			離島体験宿泊交流施設改修工事			工事年度			令和 7・8 年度					
工事場所			南城市知念字久高地内			図面名称			改修 1 階給水・給湯設備平面詳細図 (2)					
発注機関			南城市土木建築部 都市整備課			図面尺 寸			S=1/50 (A3) S=1/100 (A3)					
摘 要						図面番号			M - 0 9					
管理建築士			設 計			製 図			設 計 者 名 称					
検 印									上城技術情報株式会社					
									資格者氏名			1級建築士 緑葉21229号 宮城 富夫		
									登録番号 (知事) 登録第 155-983 号					
									所在地					
									宜野湾市嘉数二丁目15番20号					



改修 2階給水・給湯設備平面詳細図 S=1/50

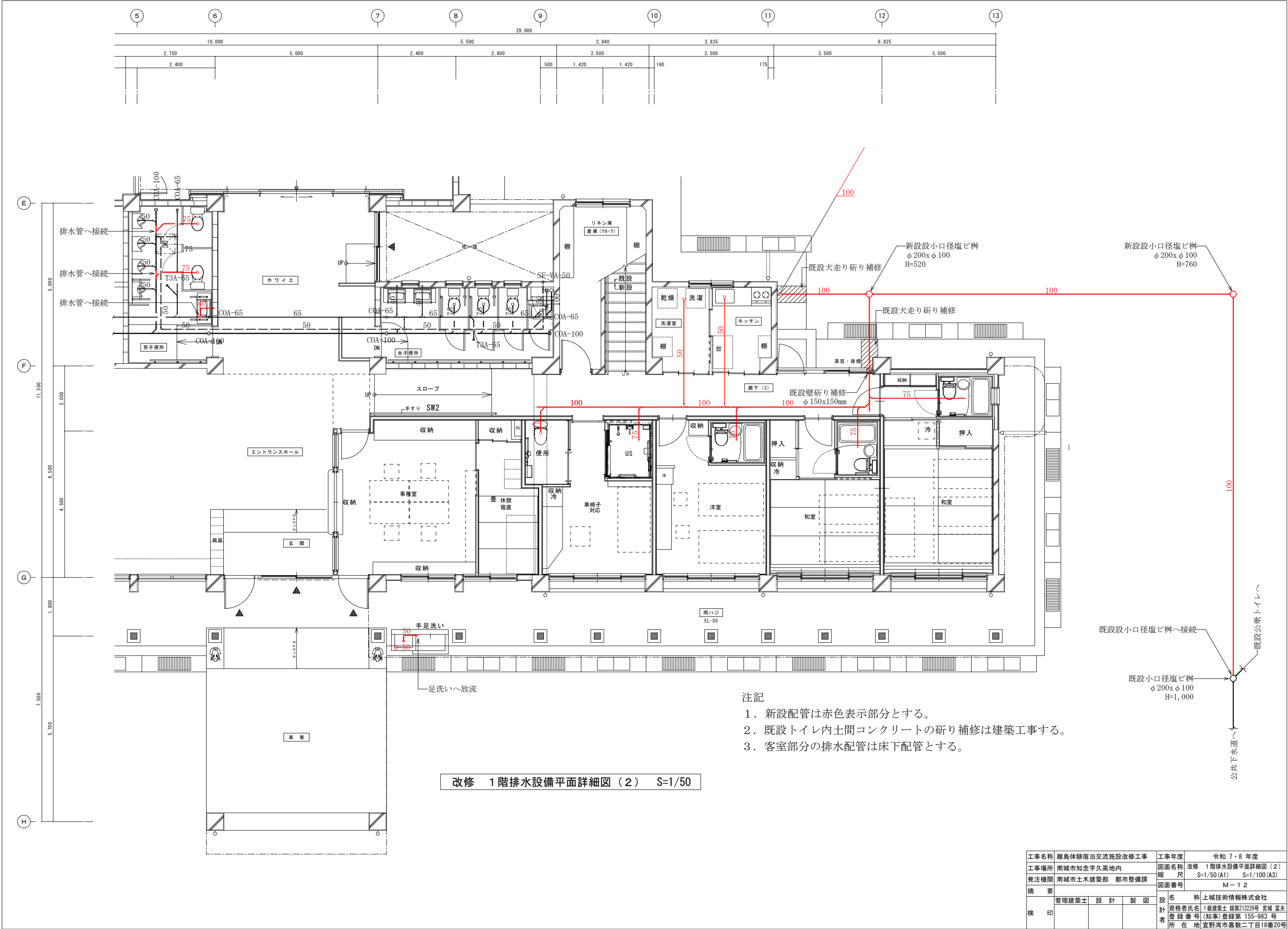
工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和 7・8 年度
工事場所	南城市知念字久高地内	図面名称	改修 2階給水・給湯設備平面詳細図
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課	縮 尺	S=1/50 (A1) S=1/100 (A3)
摘 要	管理建築士 設 計 製 図	図面番号	M-10
検 印		設 計 者	名 称 上城技術情報株式会社 資格者氏名 1級建築士 登録第212229号 宮城 富夫 登 録 番 号 (知事)登録第 155-983 号 所 在 地 宜野湾市嘉数二丁目18番20号



- 注記
- 1. 新設配管は赤色表示部分とする。
 - 2. 既設土間コンクリートの研り補修は建築工事する。

改修 1階排水設備平面詳細図（1） S=1/50

工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和 7・8 年度
工事場所	南城市知念字久高地内	図面名称	改修 1階排水設備平面詳細図（1）
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課	縮 尺	S=1/50 (A1) S=1/100 (A3)
摘 要		図面番号	M-11
検 印	管理建築士 設 計 製 図	設 名	称 上城技術情報株式会社
		資格者氏名	1級建築士 登録212229号 宮城 富夫
		登 録 番 号	(知事)登録第 155-983 号
		所 在 地	宜野湾市嘉数二丁目18番20号

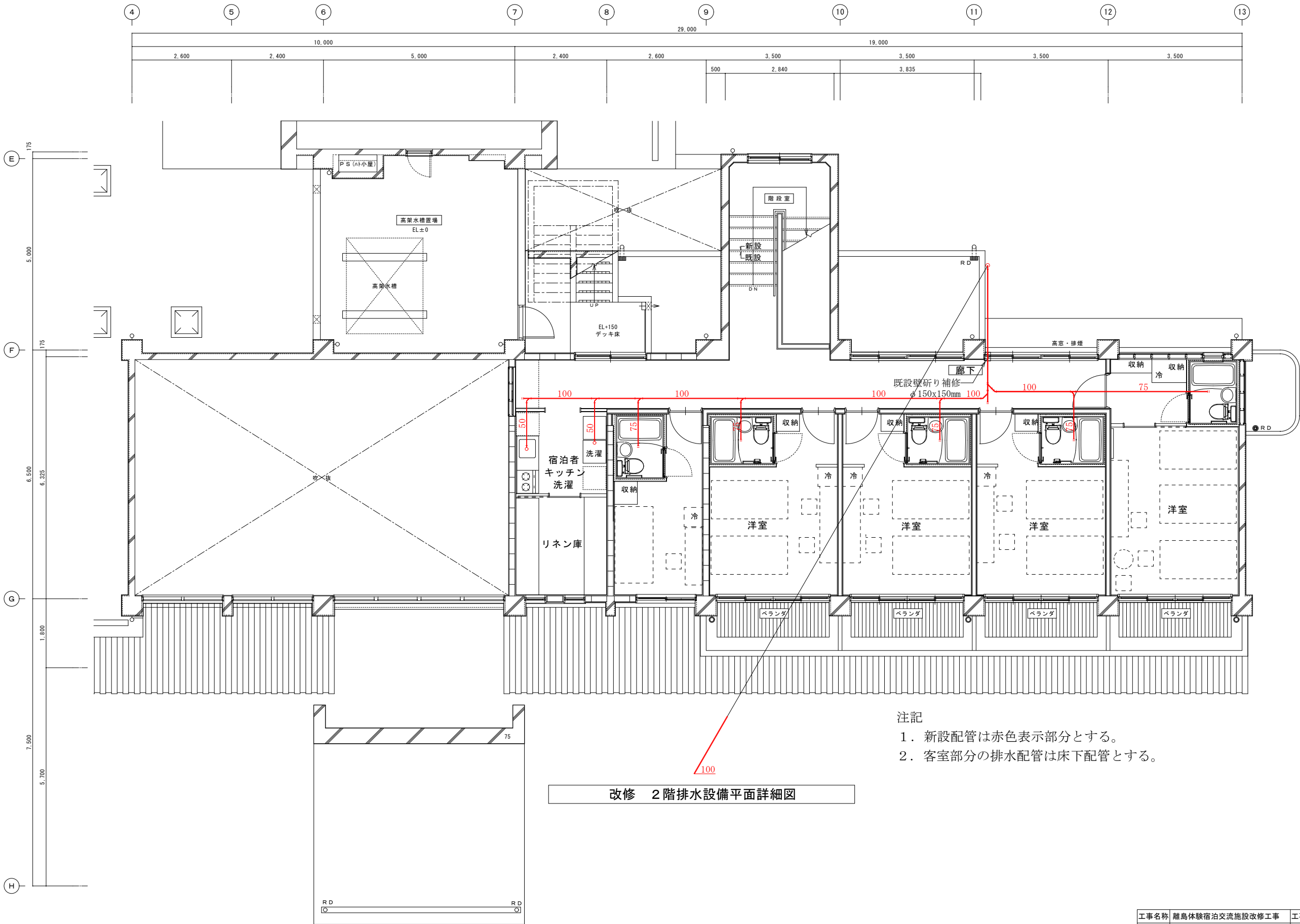


注記

1. 新設配管は赤色表示部分とする。
2. 既設トイレ内土間コンクリートの研り補修は建築工事する。
3. 客室部分の排水配管は床下配管とする。

改修 1階排水設備平面詳細図(2) S=1/50

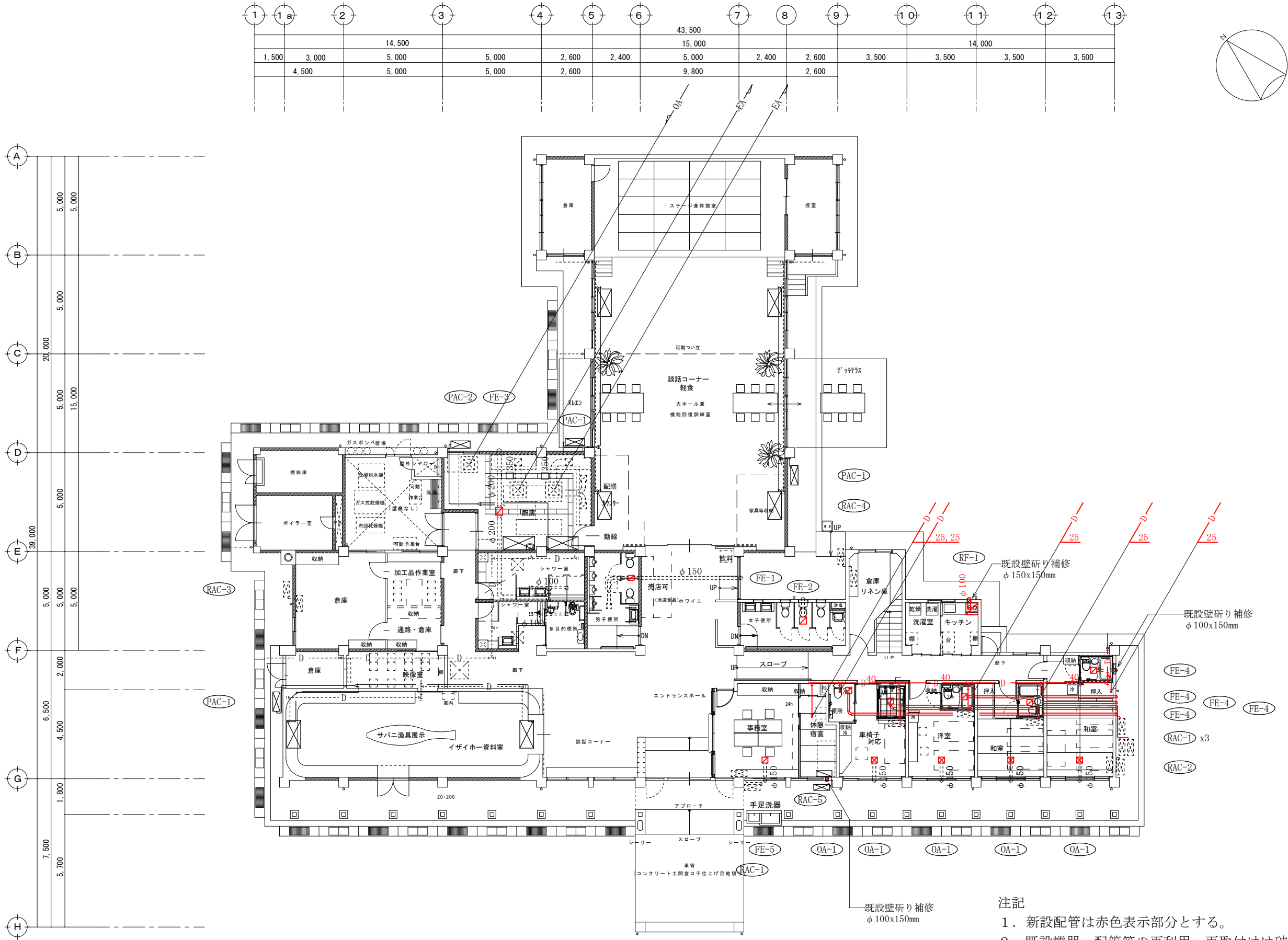
工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和 7・8 年度
工事場所	南城市知念字久高地内	図面名称	改修 1階排水設備平面詳細図(2)
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課	縮 尺	S=1/50(A1) S=1/100(A3)
摘 要		図面番号	M-12
検 印	管理建築士 設 計 製 図	設 名 称	上城技術情報株式会社
		計 資格者氏名	1級建築士 登録212229号 宮城 富夫
		登 録 番 号	(知事)登録第 155-983 号
		所 在 地	宜野湾市嘉数二丁目18番20号



改修 2階排水設備平面詳細図

- 注記
- 1. 新設配管は赤色表示部分とする。
 - 2. 客室部分の排水配管は床下配管とする。

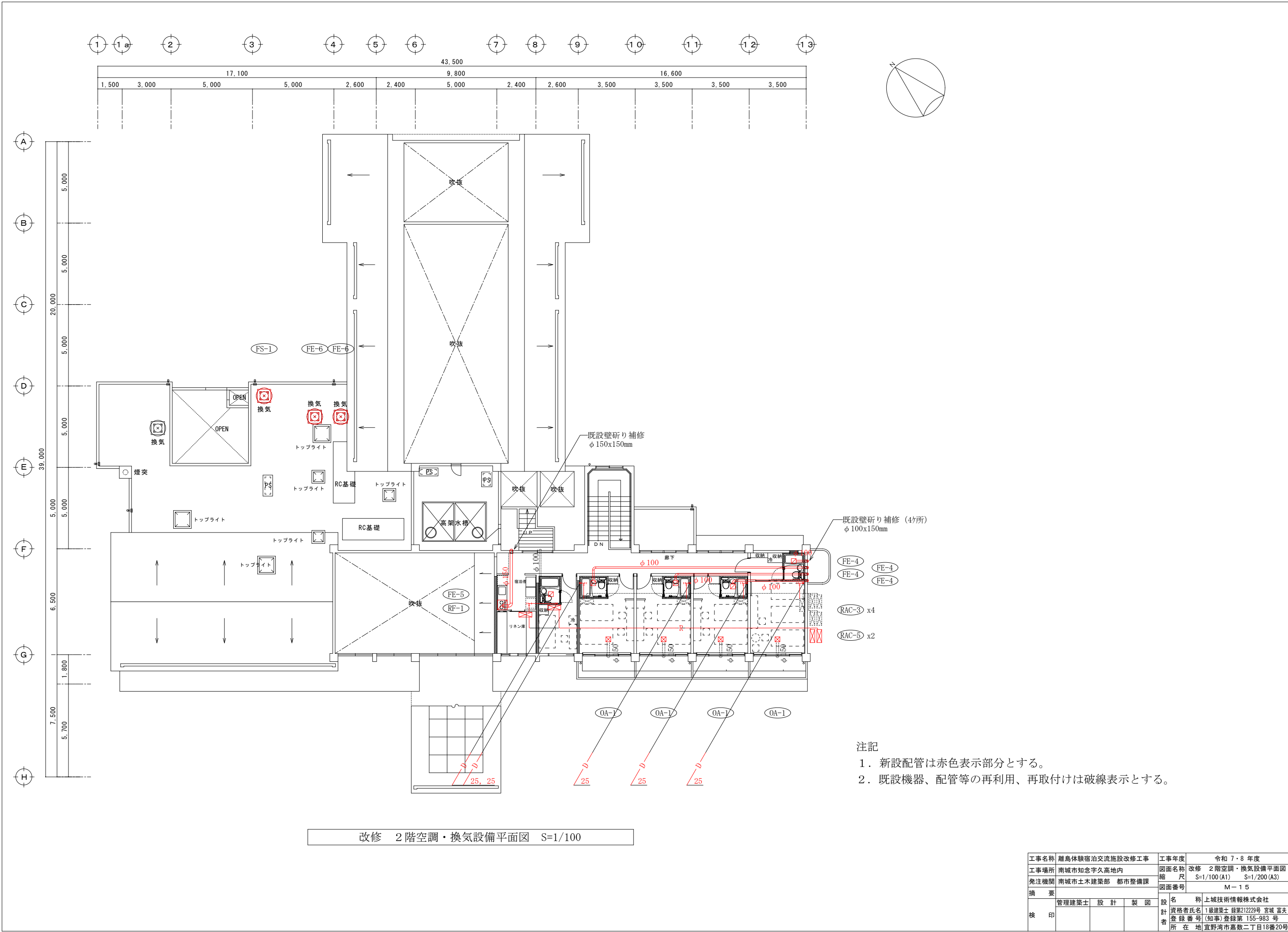
工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和 7・8 年度
工事場所	南城市知念字久高地内	図面名称	改修 2階排水設備平面詳細図
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課	縮 尺	S=1/50 (A1) S=1/100 (A3)
摘 要		図面番号	M-13
検 印	管理建築士 設 計 製 図	設 名 称	上城技術情報株式会社
		資格者氏名	1級建築士 登録212229号 宮城 富夫
		登 録 番 号	(知事)登録第 155-983 号
		所 在 地	宜野湾市嘉数二丁目18番20号



改修 1階空調・換気設備平面図 S=1/100

- 注記
1. 新設配管は赤色表示部分とする。
 2. 既設機器、配管等の再利用、再取付けは破線表示とする。

工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和 7・8 年度
工事場所	南城市知念字久高地内	図面名称	改修 1階空調・換気設備平面図
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課	縮 尺	S=1/100(A1) S=1/200(A3)
摘 要		図面番号	M-14
検 印	管理建築士 設 計 製 図	設 名	称 上城技術情報株式会社
		計 資格者氏名	1級建築士 登録212229号 宮城 富夫
		所 在 地	登録番号 (知事)登録第 155-983 号 宜野湾市嘉数二丁目18番20号



改修 2階空調・換気設備平面図 S=1/100

工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和 7・8 年度
工事場所	南城市知念字久高地内	図面名称	改修 2階空調・換気設備平面図
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課	縮 尺	S=1/100 (A1) S=1/200 (A3)
摘 要		図面番号	M-15
検 印	管理建築士 設 計 製 図	設 名	称 上城技術情報株式会社
		計 資格者氏名	1級建築士 登録212229号 宮城 富夫
		登 録 番 号	(知事)登録第 155-983 号
		所 在 地	宜野湾市嘉数二丁目18番20号

解体工事特記仕様書（機械設備）

1 節 一般事項

1－1 適用範囲

離島体験宿泊交流施設改修実施設計業務委託
建築物解体工事仕様書（平成31年版）、関連法規（建設リサイクル法、廃棄物処理法、資源有効利用促進法等）及び国土交通省建設リサイクルガイドラインを遵守し施工を行う。

1－2 用語の定義

- 本仕様書に於いて用いる用語の意味は次のとおりとする。
- 1）「分別解体」とは、建築物等に用いられた建設資材に係る廃棄物をその処理状態に応じて分別し、該当建築物を計画的に解体することをいう。
 - 2）「破壊解体」とは、圧搾機、ブレーカー等により、躯体を破壊して解体する行為をいう。
 - 3）「転倒解体」とは、柱、壁等の転倒方向を定めて脚部の一部を破壊し、所定方向に転倒させ解体することをいう。
 - 4）「部分解体」とは、カッター、ワイヤーソー等により、躯体を部材ごと又は柱、梁の部材が組み合ったブロックごとに、切り離し解体することをいう。
 - 5）「自立解体」とは、対象となる柱又は壁等が他の架構、壁等から切り離され、自立した状態をいう。
 - 6）「撤去・処分」とは、対象となる器具等を建物より撤去し適切な処分を行うことをいう。
 - 7）「撤去・引き渡し」とは、対象となる器具等を建物より再使用可能な状態で取り外し、その器具等を管理する企業等へ引き渡すことをいう。

2 節 調査・事前措置

2－1 施工調査

- 解体施工に係る施工調査は、特別管理処置、再使用、再資源化等に分類し調査を行う。
- 1）設計図書と現場の整合性を調査。
 - 2）施工計画、処理方法
 - 3）上記1）、2）をまとめて報告書作成

2－2 事前措置

- a）特別管理産業廃棄物がある場合は、特別管理産業廃棄物等の処理に先立ち、種類別に具体的な処理計画、改修計画を定め施工計画書に記載する。
- b）建築物等の解体に先立ち、各種設備の供給が停止していることを確認する。
なお、電線、ケーブル等の切断は、次の1）及び2）による。
 - 1）切断は、躯体に支障がない位置で適切に行い、切断位置は記録を残し、監督職員に提出する。
 - 2）新たに配管・配線等の切り回しが必要となる場合は、監督職員と協議する。
- c）落下する恐れのある付属物は撤去する。
- d）建築物の解体に際して、周辺環境に害虫等による影響が予測される場合は駆除等を行う。
- e）電気設備のコンデンサー等は、残留電荷の確認を行い、必要に応じて放電する。

3 節 建築物の解体手順

3－1 解体手順

- 解体手順は、次の1）から7）による。ただし、解体施工の技術上により難い場合は手順を変更し、監督職員に報告する。
- 1）建築設備
 - 2）内・外装材
 - 3）屋根瓦材等
 - 4）躯体
 - 5）基礎・杭その他
 - 6）構内舗装等
 - 7）地下埋設物、埋設配管

4 節 建築設備

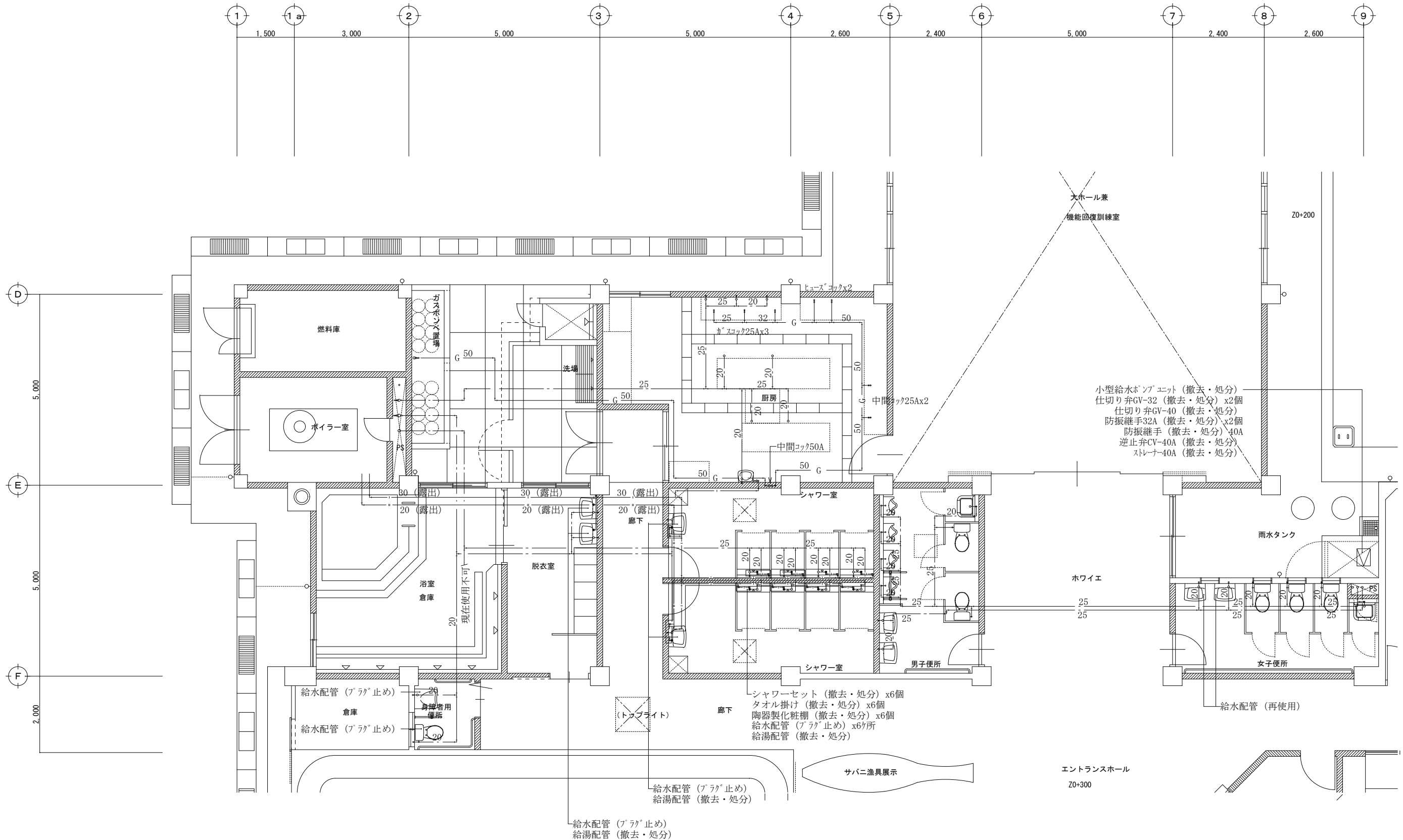
- a）機械設備は、次の1）から3）に分別解体する。
 - 1）機器類
 - 2）衛生陶器類
 - 3）その他機械設備

5 節 再資源化

- 下記の項目については、再資源化を行うものとする。
- 1）機器・配管等の金属類

既 設

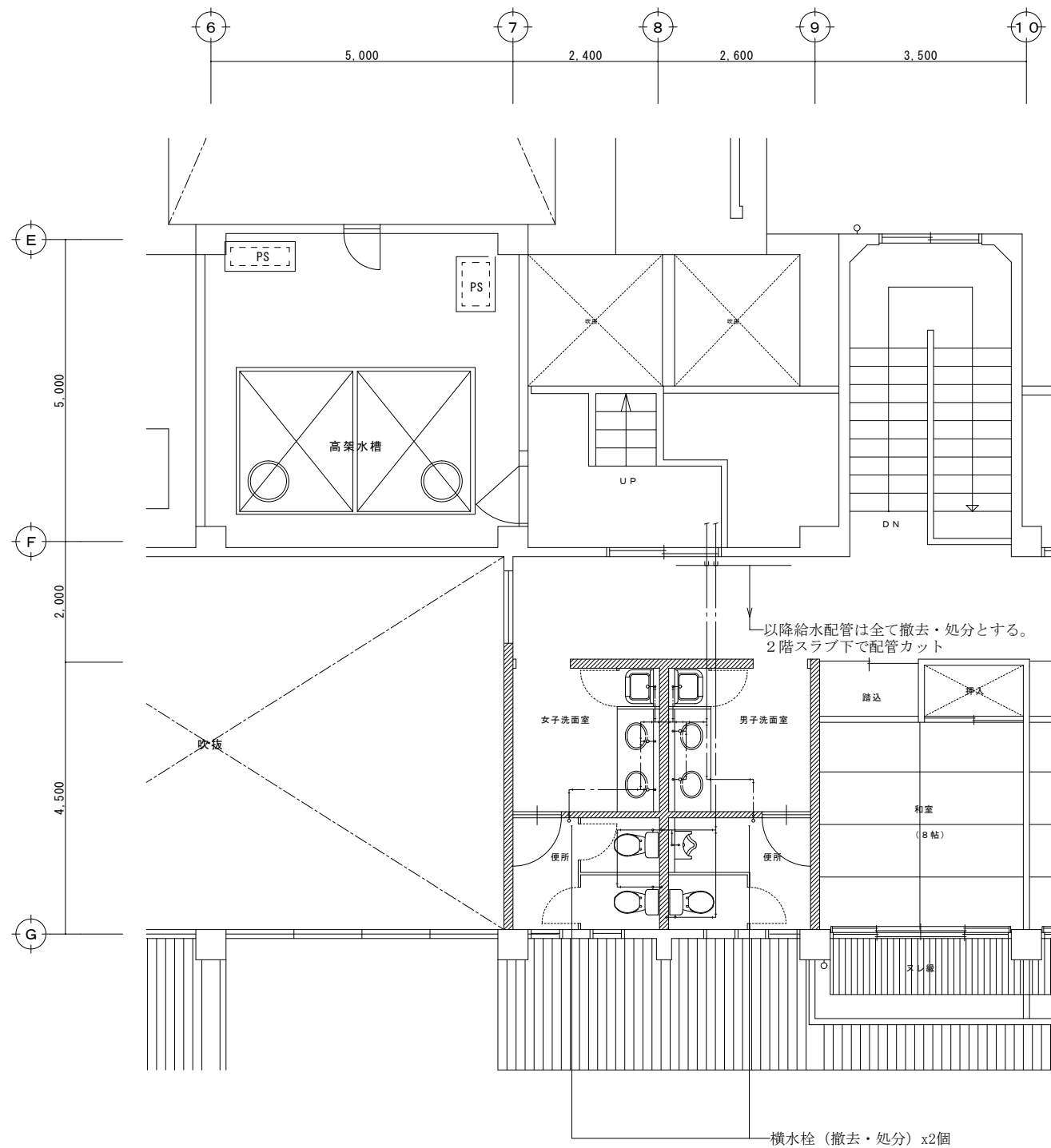
工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和7・8年度
工事場所	南城市知念字久高地内	図面名称	解体工事特記様書（機械設備）
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課	縮 尺	—
摘 要		図面番号	M－16
検 印	管理建築士	設 計	設 称 上城技術情報株式会社
			資格者氏名 1級建築士 登録212229号 宮城 富夫
			計 登 録 番 号 (知事)登録第 155-983 号
			所 在 地 宜野湾市嘉数二丁目18番20号



既設 1階給水・給湯・ガス設備平面詳細図 S=1/50

既設図面

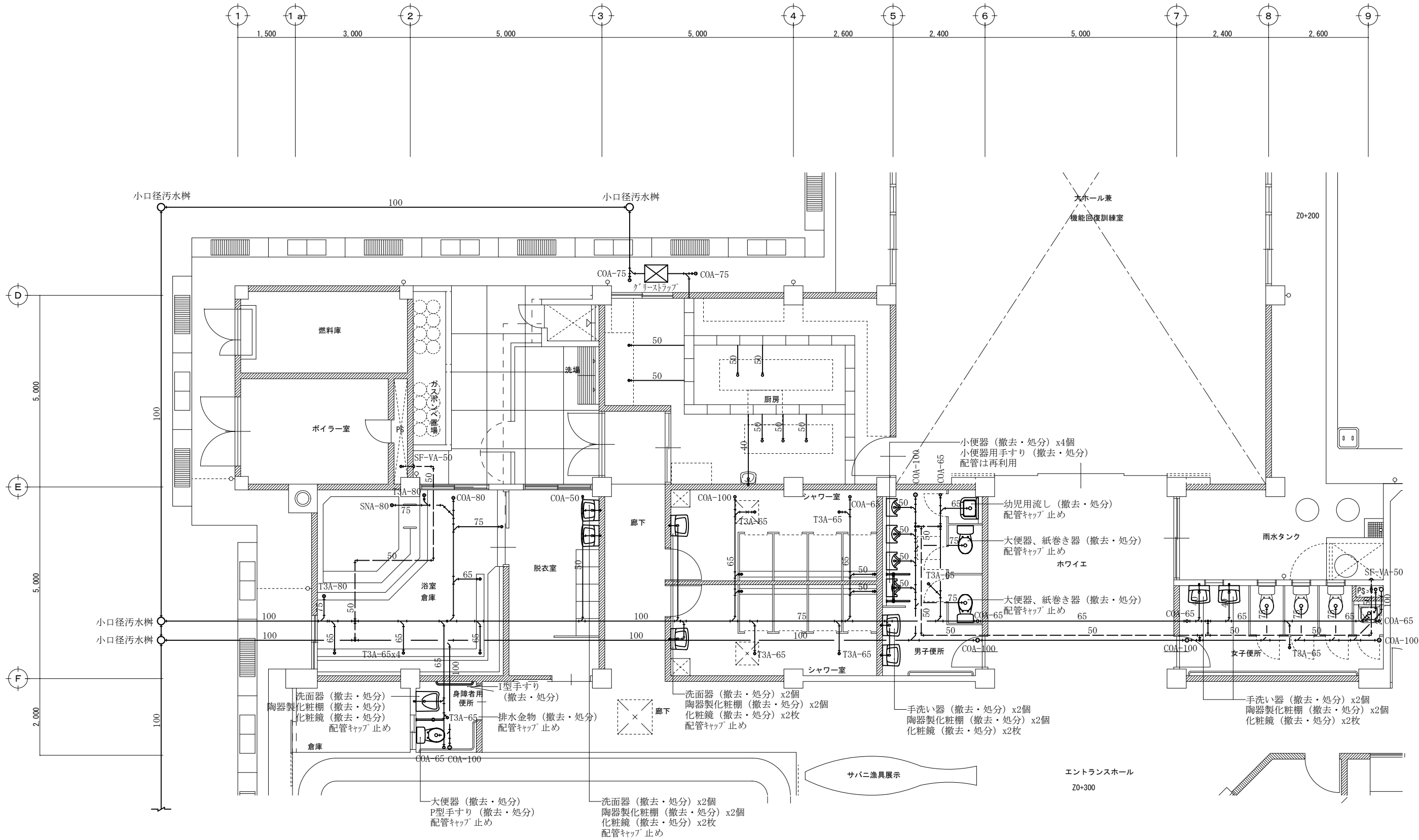
工事名称		離島体験宿泊交流施設改修工事		工事年度	令和 7・8 年度	
工事場所		南城市知念字久高地内		図面名称	既設 1階給水・給湯・ガス設備平面詳細図	
発注機関		南城市土木建築部 都市整備課		縮 尺	S=1/50 (A1) S=1/100 (A3)	
摘 要				図面番号	M-17	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 名 称	上城技術情報株式会社	
				計 資格者氏名	1級建築士 登録212229号 宮城 富夫	
				登 録 番 号 (知事)登録第 155-983 号		
				所 在 地	宜野湾市嘉数二丁目18番20号	



既設 2階給水設備平面詳細図 S=1/50

既設

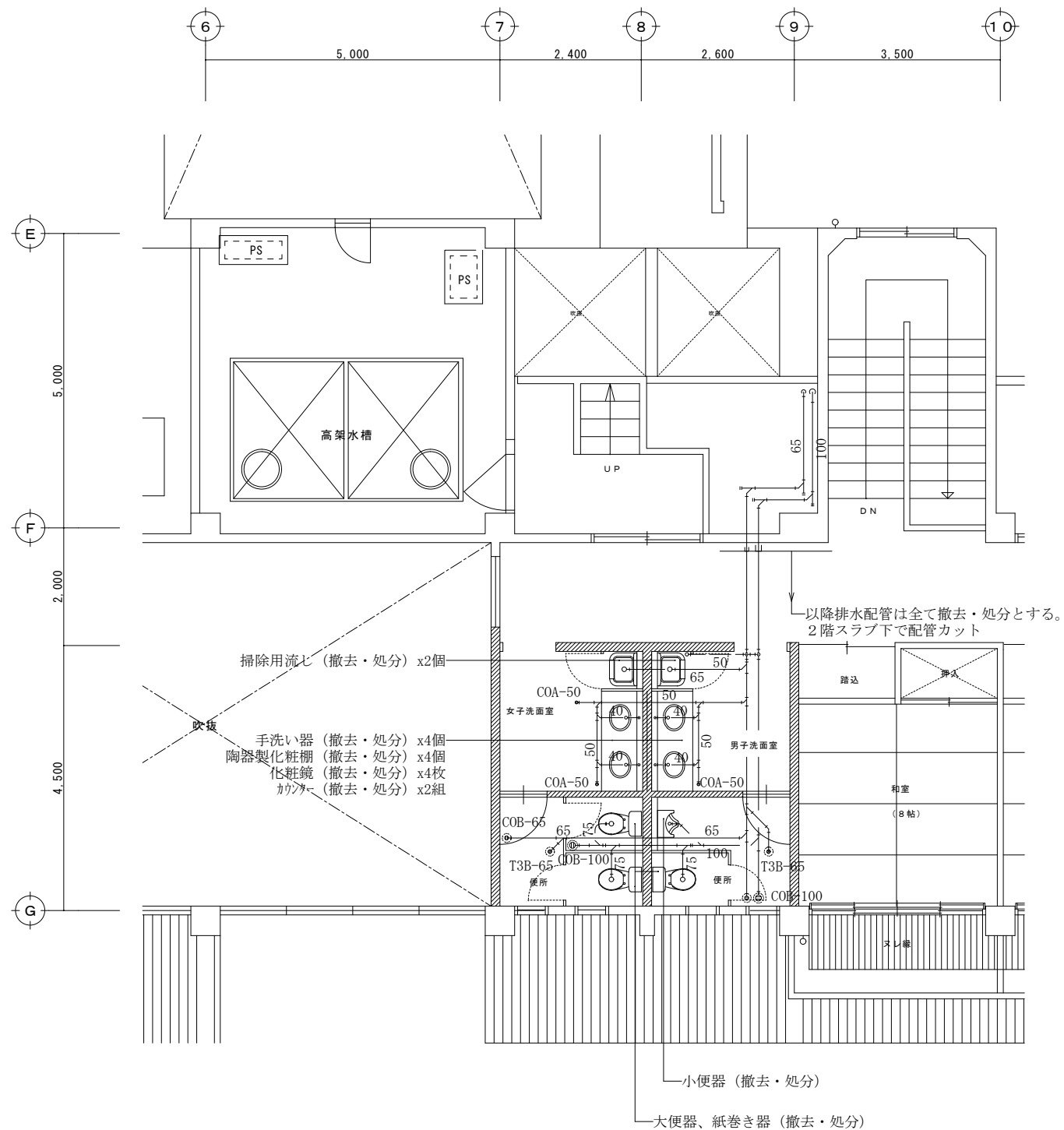
工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和 7・8 年度
工事場所	南城市知念字久高地内	図面名称	既設 2階給水設備平面詳細図
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課	縮 尺	S=1/50 (A1) S=1/100 (A3)
摘 要		図面番号	M-18
検 印	管理建築士	設 計	製 図
		設 名	称 上城技術情報株式会社
		資格者氏名	1級建築士 登録212229号 宮城 富夫
		登 録 番 号	(知事)登録第 155-983 号
		所 在 地	宜野湾市嘉数二丁目18番20号



既設 1 階排水設備平面詳細図 (1) S=1/50

既設図面

工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和 7・8 年度
工事場所	南城市知念字久高地内	図面名称	既設 1 階排水設備平面詳細図 (1)
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課	縮 尺	S=1/100 (A1) S=1/200 (A3)
摘 要		図面番号	M-19
検 印	管理建築士 設 計 製 図	設 名 称	上城技術情報株式会社
		計 資格者氏名	1 級建築士 登録212229号 宮城 富夫
		登 録 番 号	(知事)登録第 155-983 号
		所 在 地	宜野湾市嘉数二丁目18番20号



既設 2階排水設備平面詳細図 S=1/50

既設

工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和 7・8 年度
工事場所	南城市知念字久高地内	図面名称	既設 2階排水設備平面詳細図
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課	縮 尺	S=1/100 (A1) S=1/200 (A3)
摘 要	図面番号 M-20		
検 印	管理建築士	設 計	製 図
	設 名 称 上城技術情報株式会社		
	資格者氏名 1級建築士 登録212229号 宮城 富夫		
	登 録 番 号 (知事)登録第 155-983 号		
	所 在 地 宜野湾市嘉数二丁目18番20号		

区画	用途	面積 (㎡)	容積率 (%)	高さ (m)	延床面積 (㎡)	容積 (㎡)
A	FE-1	5,000	100	15	75,000	112,500
	FE-2	5,000	100	15	75,000	112,500
	FE-3	20,000	100	15	300,000	450,000
	FE-4	5,000	100	15	75,000	112,500
B	FE-1	5,000	100	15	75,000	112,500
	FE-2	5,000	100	15	75,000	112,500
C	FE-1	5,000	100	15	75,000	112,500
	FE-2	5,000	100	15	75,000	112,500
D	FE-1	5,000	100	15	75,000	112,500
	FE-2	5,000	100	15	75,000	112,500
E	FE-1	5,000	100	15	75,000	112,500
	FE-2	5,000	100	15	75,000	112,500
F	FE-1	5,000	100	15	75,000	112,500
	FE-2	5,000	100	15	75,000	112,500
G	FE-1	5,000	100	15	75,000	112,500
	FE-2	5,000	100	15	75,000	112,500
H	FE-1	5,000	100	15	75,000	112,500
	FE-2	5,000	100	15	75,000	112,500

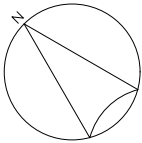
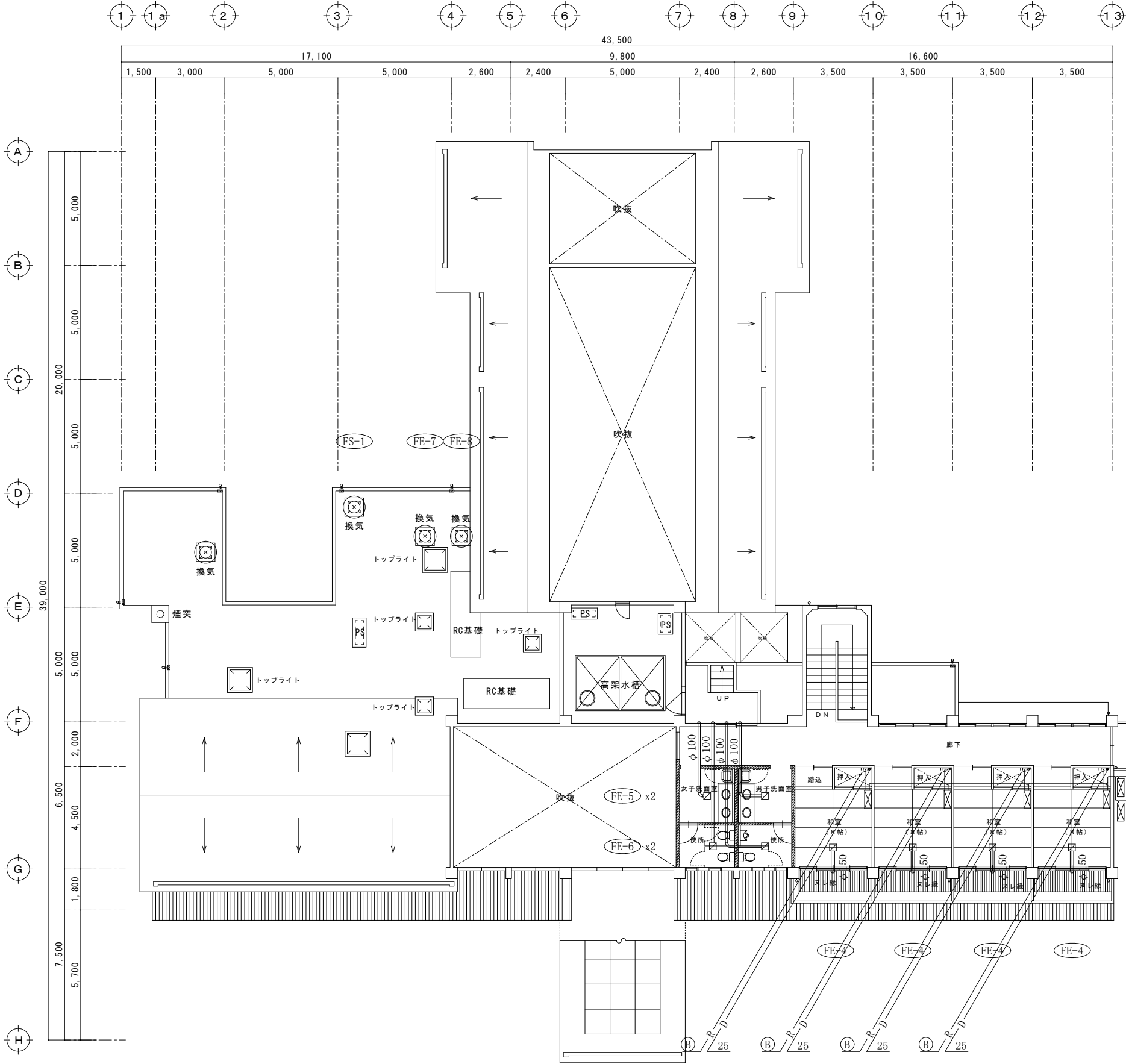
設備	規格	能力
(PAC-1)	4方向カセット型室内機	冷房能力：4 KW
(PAC-2)	2方向カセット型室内機	冷房能力：4．0 KW
(PAC-3)	2方向カセット型室内機	冷房能力：5．0 KW
(PAC-4)	ダクト隠蔽型室内機	吸込口：VHS-1,300x300 冷房能力：11．2 KW 吹出口：1,300x300
(PAC-5)	天吊型室内機	冷房能力：11．2 KW
(PAC-6)	天吊型室内機	冷房能力：14．0 KW
(PAC-7)	天吊型室内機、ツイントタイプ	冷房能力：22，4 KW
(RAC-1)	壁掛形空調機	冷房能力：4．0 KW
(RAC-2)	壁掛形空調機	冷房能力：5．0 KW

既存冷媒管サイズ	
7, φ6.35	撤去・処分
8, φ9.52	撤去・処分
15, φ9.52	撤去・処分
4, φ12.7	撤去・処分

既設図

改修 1 階空調・換気設備平面図 S=1/100

工事名称			離島体験宿泊交流施設改修工事			工事年度			令和 7・8 年度		
工事場所			南城市知念字久高地内			図面名称			既設 1階空調・換気設備平面図		
免注機関			南城市土木建築部 都市整備課			縮尺			S=1/100 (A1) S=1/200 (A3)		
摘要						図面番号			M-2 1		
管理建築士			設 計			製 図			設 計 名 称		
検 印									上城技術情報株式会社		
									資格者氏名		
									1級建築士 緑葉212229号 宮城 富夫		
									登録番号		
									(知事)登録第 155-983 号		
									計 者 地 址		
									宜野湾市嘉数二丁目18番20号		



空調機器作業内容			
記号	規格・能力	数量	工事内容
RAC-3	壁掛形空調機 冷房能力：7.1KW	4	取外し、改修後再取付け 冷媒管共

換気機器作業内容			
記号	規格・能力	数量	工事内容
FE-4	天井埋込型換気扇 ダクト口径：φ150	4	撤去・処分 ダクト、屋外フード等は再利用
FE-5	天井埋込型換気扇 ダクト口径：φ100	2	撤去・処分 ダクト、屋外フード等は再利用
FE-6	天井埋込型換気扇 ダクト口径：φ100	2	撤去・処分 ダクト、屋外フード等は再利用
FE-7	屋上用、局所換気型、排気用 羽径：350	1	撤去・処分 ダクト等は再利用
FE-8	屋上用、局所換気型、排気用 羽径：400	1	撤去・処分 ダクト等は再利用
FS-1	屋上用、局所換気型、給気用 自然換気用	1	撤去・処分 ダクト等は再利用

既存冷媒管サイズ			
A	φ12.7, φ6.35	撤去・処分	
B	φ15.8, φ9.52	撤去・処分	
C	φ19.05, φ9.52	撤去・処分	
D	φ25.4, φ12.7	撤去・処分	
E	φ31.8, φ15.8	撤去・処分	
F	φ34.92, φ15.8	撤去・処分	
既設ガス空調機室外機は撤去済み			
既存冷媒管へ残留冷媒はないものと見なす			

既設 2階空調・換気設備平面図 S=1/100

既設

工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和7・8年度
工事場所	南城市知念字久高地内	図面名称	既設 2階空調・換気設備平面図
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課	縮尺	S=1/100(A1) S=1/200(A3)
摘要		図面番号	M-22
設計	管理建築士 設計 製図	設計者	名称 上城技術情報株式会社
検印		資格者氏名	1級建築士 登録212229号 宮城 富夫
		登録番号	(知事)登録第155-983号
		所在地	宜野湾市嘉数二丁目18番20号